

付 録

付録1：施策一覧	216
付録2：予算・機構・定員関係資料	250
付録3：その他統計・資料	255

付録1 施策一覧

第1章 特許における取組

1 審査の迅速性を堅持するための取組

(1) 登録調査機関による先行技術文献調査の実施

審査官が行う先行技術文献調査の一部を登録調査機関へ外注することで、先行技術文献調査の質の向上と審査の迅速化の両立を図っている。

- ◆ 2021年度は、先行技術文献調査の総件数13.4万件のうち、10.0万件で英語特許文献検索、2.5万件で中韓語特許文献検索、3.3千件で独語特許文献検索を実施。
- ◆ 登録調査機関の数は、2022年4月1日現在9機関。うち4機関は、出願人からの依頼を受け、出願済かつ未審査請求の特許出願について先行技術調査を行う特定登録調査機関としても登録。

登録調査機関について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/saku/toroku/touroku_chouusa.html

特定登録調査機関制度の利用をお考えの皆様へ



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/saku/toroku/tokutei_toroku_202102.html

(2) 早期審査・スーパー早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う審査。

- ◆ 2021年の実績は、1-5-1図及び1-5-2図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均2.7か月。
- ◆ 2021年のスーパー早期審査の申請から一次審査通知までの期間は平均0.8か月（DO出願については、平均1.4か月）。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so ki/v3souki.html>

スーパー早期審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so ki/super_souki.html

(3) 特許審査着手見通し時期の提供

特許庁ウェブサイトを通じて、出願人・代理人ごとの審査未着手出願（公開前の出願を除く）の着手見通し時期リストを提供。

特許審査着手見通し時期照会について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/status/search_top.html

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「特許審査に関する品質ポリシー」及び「特許審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の特許審査の実現に向けた取組を実施。

特許審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shinsa/tokkyo/index.html>

- ◆品質保証の取組として、審査官同士の協議（2021年度は約2万件）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆品質検証の取組として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-3図参照）を実施。
- ◆品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、2021年度の品質管理の実施体制・実施状況についての評価を受けた。

(2) 情報提供制度

特許出願に係る発明が新規性・進歩性・記載要件などの要件を満たさないことについて、情報提供を広く受け付ける制度（特許法施行規則第13条の2、3）。

- ◆2021年の実績は、1-5-4図を参照。

情報提供制度について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/jo-hotekyo/index.html>

(3) 審査基準等に関する取組

AIやIoTをはじめとする最先端技術の急速な発展や特許制度の国際的な調和への要請等に応じて、審査基準等の見直しを行っている。

- ◆産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会第16回審査基準専門委員会ワーキンググループでの検討結果を踏まえて、マルチマルクレームの制限に関する審査基準の改訂を行った。

「マルチマルクレーム制限に関する審査基準」の改訂について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/kaitei2/multichecker_shinsa.html

(4) 先行技術文献調査のための基盤整備

先行技術文献調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

基盤整備の一環としてFIの優れた分類項目を国際特許分類（IPC）化することなどを目的に、IPC改正の提案について積極的に議論を行っている。また、実験的にAI技術等も駆使して、外国特許文献にFI、Fタームを機械的に付与することで、日本及び外国の特許文献を、共通の特許分類を用いて、一括でサーチ可能としている。

- ◆2021年度は、約200メイングループのFI分類表を改正し、約40テーマのFタームメンテナンスを実施。

特許分類に関する情報



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/bunrui/index.html>

(5) AI関連発明の審査に関する取組

AI関連発明について、より効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備するために2021年1月に発足された「AI審査支援チーム」は、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携。また、最新のAI関連技術に関する知見や審査事例の蓄積・共有等を実施。

- ◆2021年度、同支援チームに所属するAI担当官は、審査官からの相談対応等に加えて、審査官向けの研修を実施。

AI関連発明に関する審査環境の整備について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/se-saku/ai/ai_shutsugan_seibi.html

(6) 面接

審査官と出願人又はその代理人との間において円滑な意思疎通を図るとともに、審査を効率化することを目的として、審査請求された出願を対象に面接を実施。

- ◆ 2021年は、全1,689件を実施（うち、オンライン面接1,423件、出張面接13件）。

面接について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>

(7) 事業戦略対応まとめ審査

複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、各分野横断的に事業展開の時期に合わせて審査・権利化を行う施策。

- ◆ 2021年は、13件実施（うち、対象とされた特許出願は122件、意匠登録出願は4件、商標登録出願は4件）。

事業戦略対応まとめ審査について



https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/matome_sinsa.html

3 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 特許審査ハイウェイ（PPH）

第一庁（出願人が最先に特許出願をした庁）で特許可能と判断された出願について、第一庁とこの取組を実施している第二庁において、簡易な手続での早期審査を可能とする枠組。これにより、他庁の先行技術文献調査結果・審査結果の利用を促進し、複数の国・地域での安定した強い特許権の効率的な取得を支援。

- ◆ 2022年4月現在55庁でPPHを実施。我が国特許庁は45庁とPPHを実施。
- ◆ PPH申請件数及びPPH実施庁毎に利用可能なPPH種別等は、1-5-6～1-5-7図を参照。

特許審査ハイウェイ（PPH）について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/pph/index.html>

(2) 特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、我が国特許庁の審査結果を活用することで、早期の権利取得を可能とする枠組み。

- ◆ 2022年3月時点ではブルネイ知的財産庁との間でのみ実施。

特許審査ハイウェイ・プラス（PPHプラス）ガイドラインについて



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/pph_plus_guideline.html

(3) 特許の付与円滑化に関する協力（CPG）

我が国特許庁で特許付与された出願と同内容の対象国での特許出願について、実質的に無審査で早期に特許が付与される枠組み。

- ◆ 2022年3月時点ではカンボジア工業科学技術革新省、ラオス知的財産局との間で実施。

特許の付与円滑化に関する協力（CPG）について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/kyoryoku/cpg.html>

(4) 日米協働調査試行プログラム

日米両国に特許出願した発明について、日米の特許審査官がそれぞれ先行技術文献調査を実施し、その調査結果及び見解を共有した後に、それぞれの特許審査官が最初の審査結果を送付する取組。

- ◆ 2020年11月1日から2年間の第3期試行プログラムを実施し、2022年4月現在21件の申請を受理。

日米協働調査試行プログラムについて



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

(5) PCT協働調査試行プログラム

一つのPCT出願について、主担当の特許庁が副担当の特許庁と協働して、特許可能性に関する判断を行い、最終的に一つの国際調査報告を作成し、出願人に提供する取組。2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間、五庁の各庁は年間50件を各庁の上限として申請を受付。我が国特許庁では、75件の申請を受理。

- ◆ 2020年7月から2023年6月まで、五庁は、各庁が協働したことによる効果について評価を行い、本格実施の可能性について検討。

PCT協働調査試行プログラム



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/seido/pct_kyoudouchousa_shikou.html

(6) 審査官協議・審査実務指導

我が国企業の新興国等へのグローバルな事業展開を支援するため、各国特許庁の審査官との協議、および国際研修指導教官による新興国審査官への研修（審査実務指導）を行う取組。

- ◆ 2021年度は、我が国特許庁の審査官計10名がオンラインでの審査官協議に参加。
- ◆ 2021年度は、我が国特許庁の延べ17名の国際研修指導教官が計211名のASEAN諸国の審査官に対して研修を提供。国際研修指導教官は、産業財産権人材育成協力事業（JPO／IPR研修等）においても研修を提供。

国際研修指導教官による研修提供



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/gpa_training/index.html

(7) PCT国際出願の国際調査の管轄

我が国特許庁は、国際調査機関として、海外で受理されたPCT国際出願についても国際調査報告を作成できるよう、アジア新興国等を中心に管轄国を拡大。ASEANにおいてPCTに加盟している9か国、米国、インド及び韓国の国民又は居住者によるPCT国際出願に対し、出願人が国際調査機関として我が国特許庁を選択した場合、国際調査報告を作成している。

- ◆ 2022年6月からは新たにサウジアラビアの管轄を開始。

日本国特許庁によるPCT国際調査・予備審査の管轄拡大



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/cho-sa-shinsa/pct_isa_ipea.html

4

その他の取組

(1) 標準必須特許ライセンス交渉の手引き

標準必須特許のライセンス交渉に関する透明性・予見可能性を高め、特許

権者と実施者との間の交渉を円滑化し、紛争の未然防止及び早期解決を目的として、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を2018年公表。

- ◆2021年度は、裁判例の蓄積、異業種間紛争の表面化等を受け、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂について検討を行う調査研究を実施。有識者検討会での議論を踏まえ、改訂案をとりまとめ。
- ◆2022年度は、当該改訂案について意見募集を実施し、意見を踏まえた上で改訂版を公表。
- ◆標準必須特許に関する国際シンポジウムを2022年5月19日に開催。

(2) 標準必須性に係る判断のための判定

ライセンス交渉の対象となる特許発明が、特定の標準規格に基づく標準必須の特許であるかどうかの判断について、当事者間において争いとなった場合、当事者同士のみで解決することが困難と考えられるところ、特許庁は、標準必須性に係る判断のための判定制度の運用を行っている。

(3) 令和3年度特許出願技術動向調査

特許の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。テーマ別の調査にあたっては、新市場の創出が期待される分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、今後の進展が予想される技術テーマを選定している。

- ◆2021年度は、「教育分野における情報通信技術の活用」、「手術支援ロボット」、「ウイルス感染症対策」及び「GaNパワーデバイス」の4の技術テーマについて調査を実施。
- ◆各国・地域における全体的な特許出願動向の調査として「特許マクロ調査」を実施。

(4) グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (Green Transformation Technologies Inventory ; GXTI)

グリーン・トランスフォーメーション (GX) 技術を俯瞰できる特許検索式と紐付けられた技術区分表。企業等に開示が求められている気候変動関連情報をエビデンスベースで説明する際に活用する等、GX技術の特許情報に基づいて分析する際の共通資産になることが期待される。

- ◆2022年6月、GXに関する特許技術を俯瞰する新たな技術区分を作成し、それに紐付けられた特許検索式と合わせて「GXTI」として公表。

標準必須特許ポータルサイト



https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html

Standard Essential Patents Portal Site



https://www.jpo.go.jp/support/general/sep_portal/index.html

標準必須性に係る判断のための判定の利用の手引き (改訂版)



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/01.pdf

標準必須性に係る判断のための判定に関するQ & A



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-hantei/document/index/hyojun_qand.pdf

特許出願技術動向調査



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

グリーン・トランスフォーメーション技術区分表 (GXTI)



<https://www.jpo.go.jp/resources/statistics/gxti.html>

第2章 意匠における取組

1 意匠の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く行う審査。

- ◆ 申請件数は1-5-8図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均2.3か月。
- ◆ 実際に模倣品が発生した実施関連の意匠登録出願であって、出願手続に不備のない出願であれば、より一層早期に着手する取組を実施しており、2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均0.6か月。

早期審査について



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/so-ki/index.html>

(2) 意匠審査スケジュールの公表

意匠登録出願する際の参考となるよう、特許庁ウェブサイトにおいて「意匠審査スケジュール」を公表。

意匠審査スケジュール



<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/status/ishoto.html>

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「意匠審査に関する品質ポリシー」及び「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の下、世界最高品質の意匠審査の実現に向けて取組を行っている。

- ◆ 品質保証として、審査官同士の協議（管理職との協議も含む。）、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆ 品質検証として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-9図参照。）を実施。
- ◆ 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、品質管理の実施体制・実施状況についての評価及び改善提言を受けた。

意匠審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshu/shinsa/isho/index.html>

(2) 意匠審査基準等に関する取組

産業構造の変化や出願の動向等を考慮して、意匠制度の見直しを行っている。

- ◆ 改正意匠法や改訂意匠審査基準に基づき審査及び登録された意匠の中から、物品等の全体と部分の間の意匠の類否や、新たな保護対象の意匠の出願の参考となるような事例を示した事例集を作成。
 - ・ 2021年8月、「物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例」を公表。
 - ・ 2022年1月、「改正意匠法に基づく新たな保護対象(画像・建築物・

物品等の全体と部分の間の関連意匠登録事例について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/buppin.html>

改正意匠法に基づく新たな保護対象(画像・建築物・内装)の意匠登録事例について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/kaisei_hogo.html

内装)の意匠登録事例」を公表。

(3) 先行意匠等の調査のための基盤整備

先行意匠等の調査は、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

- ◆ 2020年度の出願動向を踏まえ、2021年4月、内装分野に関しては四つの分類肢への細分化を行い、2021年6月、衛生マスク及び安眠用眼帯の分野に関しては当該分類の下層に新たに分類肢を追加した。

日本意匠分類（令和3年4月1日施行版）改正のポイント



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/document/nihon_ishou_bunrui_2021_point.pdf

日本意匠分類（令和3年6月1日施行版）改正のポイント



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/bunrui/isyou_bunrui/document/nihon_ishou_bunrui_2021_06/2021_06_point.pdf

3 その他の取組

(1) 初心者向けガイド「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の発行

- ◆ 意匠制度になじみのない方へ向け、制度の基本やメリット、出願手続の基本に加え、様々なビジネスや創作の実情に合わせた効果的な制度活用法について4コマ漫画を交えて紹介。2022年3月28日発行。

「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」の発行について



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/info/minnana_ishoken.html

(2) 令和元年意匠法改正特設サイトを通じた情報発信

2020年7月、令和元年意匠法改正に関する情報を集約した「令和元年意匠法改正特設サイト」を開設。

- ◆ 2021年度は、2021年4月施行の関連資料や出願動向を含め、随時情報を発信。

令和元年意匠法改正特設サイト



https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyou_kaisei_2019.html

(3) 意匠公知資料の公開

意匠審査における新規性及び創作性の判断のために、国内外の雑誌、カタログ、インターネット等から新規な製品の意匠を抽出して、書誌的事項と製品の写真や図表等を電子化し、意匠公知資料として整備している。

これらの内、利用許諾を得た資料については、企業等の先行意匠調査や意匠権調査及び新たなデザイン開発の参考資料として利用されるよう、J-PlatPat等を通じて広く一般公開している。

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/d0100>

第3章 商標における取組

1 商標の早期権利化ニーズに応えるための取組

(1) 商標早期審査

一定の要件の下で、出願人からの申請を受けて審査を通常に比べて早く実施する制度。

- ◆ 2021年の実績は、1-5-10図及び1-5-11図を参照。
- ◆ 2021年の早期審査の申出から一次審査通知までの期間は平均2.1か月。

商標早期審査・早期審理の概要



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

(2) ファストトラック審査

対象案件について、出願から約6か月で最初の審査結果通知を行う審査運用。対象案件は機械的に抽出されるため、申請手続及び手数料は不要。

ファストトラック審査



https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/fast/shohyo_fast.html

2 質の高い権利を設定するための取組

(1) 品質管理に関する取組

「商標審査に関する品質ポリシー」及び「商標審査の品質管理に関するマニュアル」の下、商標審査の質の維持・向上を図るための取組を実施。

- ◆ 品質保証の取組として、審査官同士の協議、管理職による決裁（通知書等のチェック）を実施。
- ◆ 品質検証の取組として、品質監査及びユーザー評価調査（1-5-12図参照）を実施。
- ◆ 品質管理に対する外部評価として、審査品質管理小委員会を開催し、2021年度の品質管理の実施体制・実施状況についての評価を受けた。

商標審査の品質管理



<https://www.jpo.go.jp/introduction/hinshitu/shohyo/index.html>

(2) 商標審査基準等に関する取組

商標審査の的確性と予見性の向上を図るため、商標審査基準等を必要に応じて見直している。

- ◆ 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第30回商標審査基準ワーキンググループを開催して、新しいタイプの商標に関する商標審査基準の点検を実施した。
- ◆ 法改正や社会情勢の変化等に対応して、以下の商標審査便覧の改訂を行った。
 - ・弁理士法改正への対応及び国家資格に関する審査運用の明確化。
 - ・「旧氏併記」に係る審査運用、公的機関の標章の情報提供方法の追加等。

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第30回商標審査基準ワーキンググループ議事要旨



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-kyo-kouzou/shousai/shohyo_wg/30-gijiyoushi.html

商標審査便覧の改訂について



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/binran-kaitei/index.html>

- ・特許庁長官による「ぶどう酒」の産地追加（山形、長野、大阪）。

(3) 先行商標調査のための基盤整備

先行商標調査において、商標法に規定する不登録事由（商標法第4条第1項第11号等）に該当する可能性のある商標を漏れなく抽出することは、審査の質の維持・向上のための重要な柱の一つであり、そのための基盤を恒常的に整備することが重要である。

- ◆2019年から試験導入中の、AI技術を利用した先行図形商標検索システム（イメージサーチツール）の検索精度向上のため、2021年11月から2022年1月に、特許庁として初の試みである機械学習コンペティションを開催し、広く一般に予測モデルの開発を募集（「AI×商標：イメージサーチコンペティション」）。上位入賞者の予測モデルは、特許庁のイメージサーチツールに搭載予定。これを商標審査において活用することで、審査の品質の向上を図る。

「AI×商標：イメージサーチコンペティション」の開催



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-image.html

3 その他の取組

(1) 地域団体商標制度

地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、競争力の強化と地域経済の活性化を目的として、2006年4月に設立。「地域の名称」と「商品（サービス）名」のみからなる商標が、特定の者の商標として全国的な知名度を獲得するに至っていない場合でも、一定の要件を満たせば、商標登録を受けることが可能。

- ◆2022年3月末時点の登録状況は、1-5-13図及び1-5-14図を参照。

地域団体商標制度



<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/index.html>

(2) 令和3年度商標出願動向調査

商標の出願動向を調査し、それらの調査結果を情報発信している。

- ◆各国・地域における全体的な商標出願動向の調査として「商標マクロ調査」を実施。

意匠・商標出願動向調査



https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/isyou_syoutyohou-houkoku.html#shoutyohou

第4章 審判における取組

1 紛争の早期解決・権利の早期取得に向けた取組

(1) 早期審理

拒絶査定不服審判事件について、特定の要件を満たす場合、申出により審理を優先的に行う早期審理を実施。

- ◆ 2021年における早期審理の申出件数は特許で187件、意匠で1件、商標で25件。
- ◆ 2021年における早期審理の審理期間は特許で平均4.3か月、意匠で平均6.2か月、商標で平均2.6か月。

特許出願の早期審査・早期審理について



<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/v3souki.html>

(2) 訂正審判等における通常実施権者の承諾の要件の見直し

- ◆ 令和3年の法改正で、訂正審判等を請求する際に、これまで必要とされていた通常実施権者の承諾を不要とし、令和4年4月1日より施行。法改正の対象（通常実施権者の承諾が不要となる手続）は①訂正審判の請求（特・実）、②特許無効審判又は特許異議の申立ての中で行う訂正の請求（特）、③実用新案権の訂正（実）、④特許権、実用新案権及び意匠権の放棄（特、実、意）。商標の放棄は引き続き承諾が必要。
- ◆ 2021年11月、パンフレットを作成して周知。

訂正審判等における通常実施権者の承諾要件の廃止に関する制度周知リーフレット



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/teisel_shinpan.pdf

2 審理内容の充実に向けた取組

(1) オンライン口頭審理

「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法」（オンライン）によって、当事者等が、審判廷に出頭することなく口頭審理の期日における手続を行っている。

- ◆ 2021年10月から、審判長の判断により実施。
- ◆ 2021年度は、30件実施（口頭審理全体の65.2%）。

オンライン口頭審理・関係資料



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online-kankeishiryu.html

(2) 巡回審判・出張面接・オンライン面接

地方の企業・大学等が審判事件の当事者である場合、当事者の希望に応じて合議体が全国各地に赴き、巡回審判（無効審判の口頭審理）や、出張面接（審理に関して意思疎通を図るための面接）を実施。新型コロナウイルス感染症の影響で出張が困難な場合は、オンライン面接を活用。

- ◆ 2021年は、5件の巡回審判、1件の出張面接、153件のオンライン面接を実施。

巡回審判



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/junkai.html

出張面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shu-betu-kyozetu/tihou_mensetsu.html

オンライン面接審理



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/online-mensetsu.html

(3) 審判実務者研究会

審判長・審判官に加えて、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の実務者が一堂に会して、実例に基づき審決及び判決についての研究を行う「審判実務者研究会」をオンライン開催。知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の裁判官もオブザーバー参加。

- ◆ 2021年は、特許8事例、意匠2事例、商標2事例の計12事例を検討し、その結果を取りまとめた報告書を公表。

審判実務者研究会報告書



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai.html

3 国際的な連携・協力に向けた取組

(1) 審判部ハイレベル会合・審判専門家会合

各国・地域の知的財産庁との審判分野における相互理解を深めるため、情報交換等の国際協力を推進。

- ◆ 2021年は以下の会合等を実施（すべてオンライン）。
 - ・五庁審判部ハイレベル会合（2021年6月）。
 - ・欧州連合知的財産庁との意見交換（2021年6月）。
 - ・第7回日中審判専門家会合（2021年9月）。
 - ・第8回日中韓審判専門家会合（2021年11月）。

審判分野における国際交流



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-kokusai/index.html

(2) 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

知財司法分野における各国間の相互理解を深めることや、ユーザーへ情報提供すること等を目的として開催。

- ◆ 2021年10月20日～22日、オンラインにて開催。

国際知財司法シンポジウム2021



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/chizaishihou-2021.html>

4 その他の取組

(1) 審決英訳

審判に関する情報の国際発信を充実させるため、法解釈や運用の理解の参考となる審決、異議決定、判定の英訳を人手翻訳により作成し、特許庁ウェブサイトに掲載。

- ◆ 2021年は、124件掲載。

参考審決等の英訳



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-shinketsu-eiyaku.html

(2) 不使用取消審判制度の普及啓発

使用している登録商標を守るためには、不使用取消審判制度の理解と適切な対応が不可欠であることから、ユーザー向け制度周知コンテンツを提供。

- ◆ 2022年3月、必要な証拠のポイントをわかりやすくまとめた動画を提供。

大事な登録商標が取り消されないために（不使用取消審判を請求された方へ）



<https://youtu.be/TZr16blJB1E>

(3) 審判制度ハンドブック

日本の審判制度について分かりやすく解説した「特許庁審判制度ハンドブック」を作成・公表している。

特許庁審判制度ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shinpan_gaiyo.pdf

(4) 模擬口頭審理

口頭審理の充実、巡回審判の一層の利用促進、及び、審判制度の普及・啓発を図るため、模擬口頭審理を実施。

- ◆ 2021年は、「模擬口頭審理 in KANSAI」において、模擬口頭審理の実演を大阪で実施。

「模擬口頭審理 in KANSAI」が開催されました



https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/info-fukyu/mogi_kansai_211206.html

第5章 多様なユーザーへの支援・施策

1 スタートアップへの支援

(1) 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)

創業期のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財専門家からなる知財メンタリングチームを派遣し、スタートアップのビジネスの成長を後押しする知財戦略の構築や知的財産権の取得に向けた支援を行っている。

- ◆ 2021年度は、20社を採択し、5ヶ月間の支援を実施。
- ◆ 2022年3月、知財支援プログラムを企画・運営したい方向けに、事例集『IPAS（知財アクセラレーションプログラム）運営の手引き』を発行。

IPAS


<https://ipbase.go.jp/support/startupxp/>

(2) IP BASE

スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」を目指した知財ポータルサイト“IP BASE”にてスタートアップ向け知財情報発信を行っている。具体的には、先輩CEOへのインタビュー記事の掲載や、会員向けの知財専門家の検索・質問機能の提供、勉強会の実施等を実施。

IP BASE


<https://ipbase.go.jp/>

(3) ベンチャー企業対応面接活用早期審査・スーパー早期審査

スタートアップの「実施関連出願」を対象に、特許審査に関するスタートアップ支援策を実施している。

特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策を開始します


<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/so-ki/patent-venture-shien.html>

① ベンチャー企業対応面接活用早期審査

一次審査通知前に面接を行うことにより、スタートアップが戦略的に質の高い特許を早期に取得できるもの。

- ◆ 2021年は、29件実施。

② ベンチャー企業対応スーパー早期審査

スーパー早期審査のスピードで対応することにより、とにかく早く特許権を取得したいというニーズに応えるもの。

- ◆ 2021年は、523件実施。

(4) スタートアップに対する料金の軽減制度

一定の要件を満たすスタートアップの特許出願については、特許庁へ支払う手数料の一部を軽減する制度が利用可能である。

- ◆ 2021年度の実績は、第5章7. を参照。

中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）


https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/02_04.html

(5) 日本発知財活用ビジネス化支援（ジェトロ・イノベーション・プログラム：JIP）

JETROに対する補助金事業として、日本で産業財産権を保有している日本の中堅・中小企業、スタートアップを対象に、世界有数のスタートアップ・エコシステムを擁する地域で開催される展示会へのブース出展、ビジネス・マッチングイベントへの参加を支援し、海外展開を促進する事業を2015年度から実施している。

◆2021年度は、サンフランシスコ・シリコンバレーを対象地域として実施。

2 中小企業への支援

(1) 第2次地域知財活性化行動計画

2020年7月、知財分野における地域・中小企業支援に関する2019年度までの「地域知財活性化行動計画」を改定し、特許庁、INPITが地方自治体等の関係主体と連携して実施する次期行動計画として、2022年度までの3年間の「第2次地域知財活性化行動計画」を策定した。本計画に基づき、地域・中小企業の知財活用度を引き上げるにより「稼ぐ力」を強化することを目指し、各関係主体が支援取組を進めている。

知財分野における地域・中小企業支援について～「第2次地域知財活性化行動計画」を策定しました～



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/koudou/keikaku.html>

(2) 企業の海外展開における費用面の支援

① 中小企業に対する外国出願支援

外国での権利化を目指す中小企業に対して外国出願費用を助成。

① 外国出願に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ga/ikokusyutugan.html

② 中小企業に対する外国出願中間手続支援事業

外国出願支援を受けた中小企業に対して中間手続費用を助成。

② 外国出願における中間手続に要する費用の半額を補助します



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ga/ikoku_chukan.html

③ 中小企業に対する知的財産侵害対策

- ・模倣品の調査、模倣品業者への対策費用を助成（模倣品対策支援事業）
- ・冒認出願等により現地企業から知的財産侵害で訴えられた場合の対策費用を助成（防衛型侵害対策事業）
- ・海外でブランド名等を悪意の第三者により先取出願された場合の当該商標無効・取消係争費用を助成（冒認商標無効・取消係争支援事業）

③ 中小企業等海外侵害対策支援事業



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_ka/igaishingai.html

④ 海外における知財係争対策

海外で現地企業から訴訟を提起された場合等、訴訟にかかる費用を担保する保険制度に加入するための保険料を助成。

④ 海外知財訴訟費用保険に対する補助



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_so/syou_hoken.html

(3) 金融機関の取引先企業の価値向上に向けて—知財金融促進事業—

金融機関が中小企業の持つ技術力やブランド力等の知的財産を理解し、中小企業の成長に資する経営支援を行っていくために、中小企業の知的財産を踏まえた事業の評価や経営課題に対する解決策をまとめた「知財ビジネス評価書」や「知財ビジネス提案書」を金融機関へ提供している。金融機関が知

中小企業の強み・こだわりをもっと知り、成長にむけた提案をしましょう！



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/kinyu-ka/tsuyo.html>

的財産に着目し、融資の検討や企業とのリレーション強化を促すことを目的としている。

(4) 特許情報分析支援事業

- ◆ 2021年度、INPITでは、中堅・中小・スタートアップ企業等を対象に、「特許情報分析支援事業」を実施。
- ◆ 全4回の公募により当事業が事業戦略・経営判断に有効に活用されると判断され採択された103件に対し、特許情報等の分析結果を提供。
- ◆ 全3回のオンライン形式のセミナーを実施し、特許情報分析結果を事業戦略・経営判断に役立てることの有用性やそのために必要な体制等を解説。延べ650名が参加。

特許情報分析支援事業



https://www.inpit.go.jp/katsuyo/patent_analyses/index.html

(5) 中小企業・スタートアップの知財活用促進に向けたアクションプラン

- ◆ 2021年12月、特許庁・INPITは、中小企業・スタートアップにおける知財活用支援強化のため、中小企業庁と共に「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」を公表。本アクションプランでは、中小企業庁との施策連携強化、中小企業等の支援機関とINPITの組織的連携強化、「知財アクセラレーションプログラム（IPAS）」等の効果的実施、知財活用に意欲的な中小企業に対して知財・経営支援専門家チームによる伴走型支援を行う「加速的支援事業」の創設等の知財総合支援窓口の強化を盛り込んでいる。

中小企業・スタートアップの知財活用促進に向けたアクションプランを策定しました



<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211227002/20211227002.html>

3 大学等への支援

(1) 知財戦略デザイナー派遣事業

大学への知財専門家（知財戦略デザイナー）派遣を通じ、大学における優れた研究成果の発掘、研究者目線での知財戦略策定等を支援。

- ◆ 2021年度は知財戦略デザイナー16名を20大学に派遣。48件の研究成果を中長期の出口（共同研究契約、ライセンス契約、ベンチャー設立）につなげた。

知財戦略デザイナー派遣事業



https://www.jpo.go.jp/support/daigaku/designer_haken.html

(2) 知的財産プロデューサー派遣事業

競争的な公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等を対象に、知的財産の視点から、成果の活用を見据えた戦略の策定、研究開発プロジェクトの知的財産マネジメント等を支援するため、企業での知的財産実務経験等を有する専門人材である知的財産プロデューサーを派遣。

- ◆ 2021年度は、延べ41プロジェクトに派遣。

知的財産プロデューサー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ippd/index.html>

(3) 産学連携知的財産アドバイザー派遣事業

事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザーを派遣して、事業化を目指す産学連携プロジェクトの知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進。

◆ 2021年度は、18大学に派遣。

産学連携知的財産アドバイザー派遣事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/uicad/index.html>

(4) 大学の知財活用アクションプラン

◆ 2021年12月、特許庁・INPITは、大学における知財活用支援強化のため、経済産業省産業技術環境局と共に「大学の知財活用アクションプラン」を公表。本アクションプランでは、経済産業省産業技術環境局との施策連携強化、INPITによる「産学連携・スタートアップアドバイザー事業」の創設や、「知財戦略デザイナー派遣事業」の効果的実施、大学発ベンチャーのグローバルな事業展開に資する国際的な権利取得の支援創設に向けた取組等を盛り込んでいる。

知財活用促進に向けたアクションプランを策定しました



<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211210001/20211210001.html>

産学連携・スタートアップアドバイザー事業



<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/startup/index.html>

4 地域における支援体制

(1) 各地域における支援施策

地域における知的財産制度普及等の拠点として、経済産業局等に知的財産室を9か所設置し、地域の産業特性やニーズを踏まえた、特色ある独自の知的財産支援施策を企画・実施している。

また、各経済産業局等の管轄地域ごとに地域知的財産戦略本部を設置し、地域知的財産戦略推進計画に基づき、地域における知的財産の普及啓発及び戦略的な知的財産活用のための支援施策を推進している。

さらに、地域の先導的な知財の取組を支援する「中小企業知的財産支援事業」を実施している。

先導的な地域による知財の取組を支援します―「中小企業知的財産支援事業」について―



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/sien_jigyo.html

(2) INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)

特許庁及びINPITは、2017年7月に「INPIT近畿統括本部 (INPIT-KANSAI)」をグランフロント大阪 (大阪市北区) に開設して以来、地元自治体や地域の関係機関等と密接に連携し、中堅・中小企業等に対して、きめ細かな知財サービスを提供するため、知的財産に関する高度・専門的な支援、出張面接・オンライン面接の場の提供、高度検索用端末による産業財産権情報の提供及び地元自治体や地域の関係機関のネットワークを活用した情報提供、各種セミナーの共同開催及び講師派遣等を実施している。

近畿統括本部の支援サービス



<https://www.inpit.go.jp/kinki/>

5 知的財産制度の普及啓発活動

(1) つながる特許庁

特許庁が日本各地を訪問し地域の皆様と直接つながることにより知財を身近に感じていただき、また、地域と全国をつなげることで各地の知財の取組を全国へ発信することを目的として開催。

- ◆ 2021年度は、全国6地域でセミナーイベントを開催。開催地域の知財に関する先進的な取組などを、現地からオンライン配信し、全国の中堅・中小企業等に情報提供。
- ◆ 2021年度の延べ参加者数は、現地参加797名、オンライン参加2,020名。

「つながる特許庁」について



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/tsunagaru-tokkyocho.html>

(2) 知的財産権制度説明会

知的財産制度の普及啓発及び制度の円滑な運用を図り、知的財産の取得・活用を推進し、産業の活性化を図るため、参加者の知見・経験のレベルに応じた「知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）」をINPITの学習ツール「IP ePlat」を活用して、オンライン配信によって実施している。

- ◆ 2021年度は、初心者向け説明会の動画は39,297回、実務者向け説明会の動画は38,785回再生された。

知的財産権制度説明会—知的財産権について学べます—



https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/chizai_setumeikai.html

(3) 産業財産権専門官

各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局の知的財産室並びにINPITと連携し、地域未来牽引企業等のポテンシャルの高い中小企業等をターゲットに、知財戦略構築のためのハンズオン支援を実施している他、中小企業、金融機関、地方自治体及び支援機関等を対象としたセミナーの講師等を通じた知的財産制度及び各種支援施策に関する普及啓発を行っている。

- ◆ 2021年度は、中小企業等へのハンズオン支援を計256社に対して実施し、地方自治体や支援機関等を対象としたセミナーの講師等を58件実施。

産業財産権専門官が中小企業の知財活動を応援します



<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chiteki-zaisan/index.html>

6 情報提供による支援

(1) 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

J-PlatPatは、特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や経過情報の照会等の機能を有する特許情報提供サービスである。2022年3月末時点、日本や海外で発行された特許等の公報約1億5,000万件を、文献番号、分類情報、キーワード等により検索可能。

- ◆ 2021年度の利用回数は、約1億6,600万回超。
- ◆ 2021年度は、特許庁の公報システムの刷新に対応して、J-PlatPat

J-PlatPat



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

で検索・照会できる公報情報を日次更新する機能改善を実施。

(2) 特許情報取得API

- ◆ 2022年1月より、特許庁の保有する特許情報の更なる活用を促進するため、希望者に対し、APIを利用した特許情報の試行提供を開始。特許情報取得APIは、日本国内の特許の書誌情報や経過情報、拒絶理由通知書等の書類実体等を提供している。

APIを利用した特許情報の試行提供を開始します



<https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/api-provision.html>

API情報提供サイト



<https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

(3) 外国特許情報サービス (FOPISE)

FOPISEは、J-PlatPatでは照会できないASEAN等の新興国を中心とした海外の特許情報が閲覧できる検索・照会サービスである。日本語のユーザーインターフェースを通じて、文献番号、分類情報、キーワード等により検索することや、文献の内容を機械翻訳された日本語で照会することができる。

FOPISE



<https://www.foreignsearch2.jpo.go.jp/>

(4) 画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)

意匠に係る権利調査の負担の軽減のためのサービス「画像意匠公報検索支援ツール (Graphic Image Park)」を2015年10月1日より提供している。

利用者がイメージファイルを入力するだけで、意匠登録になった画像のデザインを調査できるツールで、イメージマッチング技術を用いて、機械的な評価が高い（近い）順に蓄積画像を並べ替えることで、画像の調査をする際の効率を高めることができる。また、専門的な知識を有する者は、日本意匠分類などによる絞り込みを行うこともできる。

Graphic Image Park



<https://www.graphic-image.inpit.go.jp/>

(5) 特許検索ポータルサイト

先行技術文献調査をサポートする関連情報を一元的に提供してほしいという出願人からの要望に応えるため、2009年3月に「特許検索ポータルサイト」を特許庁ウェブサイト上に設置して試行を開始し、その後も、寄せられた意見等を受けて、FI、CPC等の分類の対応関係を参照するツールを提供するなど、内容を充実させている。

今後も本ポータルサイトの記載内容の更新を引き続き行い、更なる利便性の向上を図っていく予定である。

特許検索ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/searchportal/index.html>

(6) 新興国等知財情報データバンク

新興国等知財情報データバンクは、各国及び地域の知的財産制度に加え、ライセンス実務、模倣品・訴訟対策、誤訳によるトラブル事例等に関する情報も掲載している情報発信ウェブサイトである。本データバンク内の「アンケート」のページより、情報収集を行うべき国・地域、テーマ等の意見や要望を受け付けている。

新興国等知財情報データバンク



https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/titeki_databank.html

- ◆ 2022年3月末時点で、アジアを中心に、中東、アフリカ、中南米

等について約3,000件の記事を掲載。

(7) 特許戦略ポータルサイト

特許庁が保有する情報のうち、国内外での権利化に役立つ情報、技術動向に関する情報、特許情報の活用に関する情報、各種調査やガイドライン等へのリンク集となっており、特許出願・審査請求する際に役立つ情報として、「自己分析用データ」を提供している。

◆ 2022年3月末時点で、「自己分析用データ」の利用企業は約1,500社。

特許戦略ポータルサイト



<https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyo/senryaku/index.html>

(8) 開放特許情報データベース

大学・公的研究機関、企業等が保有する知的財産権で、他者にライセンスする意思のある特許（開放特許）の有効活用により、新たなイノベーションの創出及び技術開発による権利化の支援を行うために、「開放特許情報データベース」において開放特許の情報を提供。

◆ 2022年3月末時点で、登録件数は24,472件（うち企業：3,796件、大学・TLO：8,273件、公的研究機関等：11,410件）。

開放特許情報データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/>

(9) リサーチツール特許データベース

ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用を促進するため、大学・公的研究機関、企業等が保有するリサーチツール特許の情報をデータベース化し、「リサーチツール特許データベース」において情報を提供。

◆ 2022年3月末時点で、登録件数は291件（うち企業：9件、大学・TLO：167件、公的研究機関等：114件）。

リサーチツール特許データベース



<https://plidb.inpit.go.jp/research/home>

7 料金面等における支援

(1) 個人・中小企業・大学等を対象とした特許料・審査請求料の減免措置

個人・中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、特許料（第1年分から第10年分）及び審査請求料の減免措置を講じている。

- ◆ 資力を考慮して定められた個人に対する特許料・審査請求料の免除又は半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 特許料（第1年分から第3年分）の減免：723件
 - ・ 審査請求料の減免：1,255件
- ◆ 中小企業等に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・ 特許料（第1年分から第3年分）の軽減：17,938件
 - ・ 審査請求料の軽減：26,389件
- ◆ 中小ベンチャー企業・小規模企業等に対する特許料・審査請求料

2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度（新減免制度）について



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/index.html>

の3分の2軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。

- ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：7,912件
- ・審査請求料の軽減：9,888件
- ◆大学等の試験研究機関に対する特許料・審査請求料の半額軽減措置の2021年度の実績は以下のとおり。
 - ・特許料（第1年分から第3年分）の軽減：6,668件
 - ・審査請求料の軽減：8,177件

(2) 中小企業・大学等を対象としたPCT国際出願に係る手数料の軽減措置・交付金交付措置

特許庁が受理したPCT国際出願について、中小企業・大学等を対象に、一定の要件を満たすことを条件として、PCT国際出願に係る送付手数料・調査手数料及び予備審査手数料の軽減措置を講じている。また、PCT国際出願に係る手数料のうち、WIPOに対する手数料（国際出願手数料及び取扱手数料）を、手数料納付後の出願人からの申請により、「国際出願促進交付金」として交付する措置も講じている。

- ◆中小企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：2,281件
 - ・予備審査手数料の軽減：122件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：2,035件
- ◆中小ベンチャー企業・小規模企業等に対するPCT国際出願に係る手数料の3分の2軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：1,930件
 - ・予備審査手数料の軽減：95件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,670件
- ◆大学等の試験研究機関に対するPCT国際出願に係る手数料の半額軽減措置・交付金交付措置の2021年度の実績は以下のとおり（2022年6月10日時点での暫定値）。
 - ・送付手数料・調査手数料の軽減：2,049件
 - ・予備審査手数料の軽減：162件
 - ・国際出願手数料及び取扱手数料にかかる交付金の交付：1,894件

国際出願に係る手数料の軽減措置の申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei.html

国際出願促進交付金の交付申請手続



https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html

8 相談業務による支援

(1) 知財総合支援窓口

INPITは、中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの「知的財産」の側面から解決を図る地域密着型の支援窓口として、「知財総合支援窓口」を47都道府県に設置。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

◆ 2021年度の相談件数は、123,345件。

(2) 産業財産権相談窓口

アイデアがあるものの、どのようにすれば権利化できるか分からない、特許等の出願をしたいが手続方法が分からない等の産業財産権の手続に関する相談を、INPITにおいて無料で受け付けている。相談については、窓口、電話、メール、文書（手紙、ファックス）及びオンラインにて行うことができる（付録3 12. 参照）。

◆ 2021年度の相談件数は、28,591件。

(3) 知的財産相談・支援ポータルサイト

知的財産相談・支援ポータルサイトでは、産業財産権に関する基本的な情報や出願から登録、審判までの手続に必要な情報をFAQ形式で提供しており、これらの情報はキーワードによる検索も可能となっている。また、最も問合せが多い商標については、「かんたん商標出願講座」として、動画で分かりやすく解説しているほか、各種申請様式（様式見本）や記入例等、手続に関する最新の書類をダウンロードすることも可能である。なお、同サイトで解決できない質問についてはサイト上の入力フォーム等を通じて直接相談窓口に問合せをすることもできる。

◆ 2021年度のFAQ閲覧利用件数（産業財産権）は、416,394件。

(4) 電子出願に関する相談支援

ウェブサイト上に開設した「電子出願ソフトサポートサイト」において、申請書類の書き方ガイドやよくあるQ & A等、電子出願に役立つ情報を提供している。また、電子出願ソフトの具体的な操作方法等について、電子出願ソフトサポートセンターにおいて専門スタッフが相談を受け付けている（付録3 12. 参照）。

◆ 2021年度の相談件数は、10,214件。

(5) 営業秘密・知財戦略に関する相談

INPITの営業秘密・知財戦略相談窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、全国の知財総合支援窓口と連携し、権利化／秘匿化の知財戦略や営業秘密レベルの企業情報の管理手法等に関する個別相談やセミナーにおける講師派遣要請に、実務経験を有する専門人材が対応。

◆ 2021年度は、営業秘密・知財戦略相談窓口では553件、関西知財戦略支援専門窓口では247件の相談対応を実施。

◆ 2021年度は、営業秘密管理のPR動画を3本作成し順次公開。

産業財産権相談窓口について



https://www.inpit.go.jp/consul/consul_about/index.html

知的財産相談・支援ポータルサイト



<https://faq.inpit.go.jp/>

電子出願ソフトサポートサイト



<http://www.pcinfo.go.jp/go.jp/site/>

営業秘密・知財戦略相談窓口



<https://faq.inpit.go.jp/tradeseecret/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/ki/ki/senmon_madoguchi/index.html

(6) 海外展開に関する相談

INPITの海外展開知財支援窓口及び関西知財戦略支援専門窓口では、海外駐在、又は知的財産実務の経験が豊富な民間企業出身の専門人材が知的財産リスクへの対応、知的財産権の取得・管理・活用、及び海外企業への技術移転等、事業展開の各ステージに応じた知的財産全般の様々な相談に無料で対応している。

- ◆ 2021年度は、海外展開知財支援窓口では469件、関西知財戦略支援専門窓口では294件の相談対応を実施。
- ◆ 海外ビジネスにおける知的財産リスクやビジネスと知的財産の関係についての理解を深めるため、他の企業支援機関が主催するセミナー等において専門人材が60回の講演活動を実施。

海外展開知財支援窓口



<https://faq.inpit.go.jp/gipd/service/>

関西知財戦略支援専門窓口



https://www.inpit.go.jp/kin/senmon_madoguchi/index.html

(7) 農林水産業にかかる知的財産の相談体制の強化

農林水産省との相互協力により、各都道府県に設置する知財総合支援窓口と農林水産省の相談窓口との連携を図り、知財総合支援窓口における農林水産分野の知的財産に関する相談体制を整備。

さらに、知財総合支援窓口の相談担当者研修での農林水産省からGIと種苗登録制度にかかる講義や、農林水産省主催の知的財産研修にINPITから商標・ブランディングに関する講義を実施するなど、相談及び連携体制の一層の強化・促進を図っている。

知財総合支援窓口



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

9 海外出願人への支援

(1) 特許庁サイトでの発信

海外出願人が特許庁に出願するメリットを知ってもらうため、特許庁ホームページ英語サイトにて施策等の発信を行った。

- ◆ 2021年度は、The JPO Key Featuresを更新し、特許だけでなく、意匠、商標、審判に関する取組も掲載。
- ◆ 2021年度は、The JPO Quick Readsとして、海外出願人にとって特に有益と思われる、海外アタッシュの紹介や特許、意匠に関する施策など、49回の定期的な発信を行った。

The JPO Key Features



<https://www.jpo.go.jp/e/news/keyfeatures/index.html>

The JPO Quick Reads



<https://www.jpo.go.jp/e/news/quickreads/index.html>

(2) 意見交換・イベント等での発信

海外出願人との意見交換やイベント等を通じて施策等の発信を行った。

- ◆ 2021年度は、海外企業との意見交換を25件実施し、特許庁の審査や施策を発信。
- ◆ 2021年度は、18の国際会議やイベント等において、海外出願人にとって有益な施策を発信。

The JPO invites companies and organizations to participate in our opinion exchange! —Let us know your questions, comments, suggestions, and concerns on Intellectual property (IP)—



<https://www.jpo.go.jp/e/support/general/opinion-exchange.html>

10 企業と特許庁の意見交換を通じた取組

(1) 2021年度の意見交換会の実績

今後の知的財産権制度や審査施策等に対するニーズを具体的に把握するとともに、ユーザーの戦略的な知的財産活動に資する各種情報を提供するため、個別企業や業界団体との意見交換会を毎年開催している。

- ◆ 2021年度は、企業の経営者層や知的財産担当者との意見交換を延べ220件程度実施。

意見交換を希望する企業等を募集します！～皆さまのご意見・ご要望・お悩みをお聞かせください！～



https://www.jpo.go.jp/support/general/gyousei_service/opinion-exchange.html

第6章 人材育成に向けた支援・施策

1 知的財産人材の育成

(1) 知財教材の普及

知財人材を育成するための知財教材を作成し、特許庁・INPITウェブサイトで提供するなど、普及に取り組んでいる。

- ◆ 2021年度は、高等学校の授業等で活用可能な教材コンテンツ集「SDGsと価値創造～探究の入口～（授業で使える知財創造教育コンテンツ）」、実際の企業の経営と知財にまつわる取組をベースとした17の事例を用いた、知って得する知財経営マネジメント・ケーススタディ教材を作成。

知財の教材・参考書



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/kyozai/index.html>

知財マネジメント人材育成教材の提供



https://www.inpit.go.jp/jinzai/global/global_material.html

(2) 知財力開発校支援事業

特許庁及びINPITは、「明日の産業人材」である専門高校及び高等専門学校生徒・学生等を対象に、知的財産の保護や権利の活用についての知識や情意、態度を育む取組を支援。

- ◆ 2021年度は、34校を支援校の対象として採択。

知財力開発校支援事業



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/coop/20191001.html>

(3) パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト

高校生、高等専門学校生、大学生等が創造した発明・デザインの中から特に優れたものを選考・表彰（特許庁、INPIT、文部科学省、日本弁理士会共催、WIPO後援）。表彰された生徒、学生等に対して、応募作品について出願から権利取得まで支援。

パテントコンテスト・デザインパテントコンテスト



<https://www.inpit.go.jp/patecon/>

(4) 弁理士の育成

弁理士試験及び特定侵害訴訟代理業務試験の実施、弁理士に対する懲戒処分の実施及び日本弁理士会と連携した研修の充実を通じて、弁理士の質の維持・向上を図っている。

- ◆ 2021年末時点の弁理士数は11,696人、特許権等の侵害訴訟の代理業務を受任できる弁理士数は3,428人。
- ◆ 産業構造審議会知的財産分科会第19回弁理士制度小委員会において、中小企業や農林水産事業者等による知財の適正な保護・利用を促進するため、弁理士の能力強化や弁理士へのアクセス性向上等に関する提言を受けた。

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会



https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/san-gyo-kouzou/shousai/ben-rishi_shoi/index.html

(5) 情報通信技術を活用した学習機会の提供

知的財産に関する知識・能力などに対するニーズの多様化に応え、イノベーション力や知財を活用したビジネス力、知財マインドの高い人材育成への貢献をより充実させることを目的に、既存のeラーニングをリニューアル

IP ePlat



<https://ipeplat.inpit.go.jp/Elearning/>

し、「IP ePlat」として2020年4月1日にサービスを開始した。

- ◆2021年度は、IP ePlatにて知的財産権制度説明会（初心者向け及び実務者向け）のオンライン配信を実施。

(6) 調査業務実施者の育成

INPITでは、特許庁からの先行技術文献調査を請負う登録調査機関で調査を行う調査業務実施者になるための法定研修（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第37条）を実施している。精度の高い調査を行う調査業務実施者の育成は、世界最速・最高品質の審査を実現するため極めて重要であり、本研修は、特許・検索実務に関する基本的知識の体系的な学習の他、実習や検索報告書作成を通じて、調査業務実施者に必要な基礎的能力の修得を目指している。

- ◆2021年度実績 延べ受講者数：227名

(7) 海外の知的財産人材育成機関等との連携

INPITでは、海外の知的財産人材育成機関等との連携・協力を行っている。特に、中国知識産権トレーニングセンター（CIPTC）、韓国の国際知識財産研修院（IIPTI）及びベトナム知的財産研究所（VIPRI）との間では協力覚書を締結し、連携・協力関係を構築している。

- ◆2021年度は、日中韓および日中人材協力会合をCIPTC主催によりオンライン形式で開催したが、それ以外の定期会合や知的財産人材育成研修の開催は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け2022年度に延期となった。

調査業務実施者育成研修（法定研修）



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/searcher/index.html>

知財人材育成機関等との連携



<https://www.inpit.go.jp/jinzai/suishin/index.html>

2 知財功労賞

毎年、知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用し円滑な運営・発展に貢献のあった企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を行っており、両表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称している。

- ◆2022年度は、経済産業大臣表彰として個人1名と企業等7者、また、特許庁長官表彰として個人4名と企業等14者を表彰した。

令和4年度「知財功労賞」について



https://www.jpo.go.jp/news/koho/tizai_koro/2022_tizai_kourou.html

第7章 特許庁における業務改善の取組

1 ミッション・ビジョン・バリューズ (MVV)

MVVの更新

- ◆急速にそして大きく変化する社会情勢や知的財産を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した知財行政を行っていくため、2021年6月にMVVを更新。

ミッション・ビジョン・バリューズ



https://www.jpo.go.jp/introduction/tokkyo_mv.html

2 デザイン経営

デザイン経営プロジェクト

2017年度に経済産業省・特許庁が開催した「産業競争力とデザインを考える研究会」において取りまとめた『「デザイン経営」宣言』において、行政においても「デザイン経営」を実践していくことの必要性が提言された。これを受け、特許庁では、2018年8月に「デザイン統括責任者（CDO）」を設置するとともに複数の「デザイン経営プロジェクトチーム」を立ち上げ、デザイン経営を実践。

特許庁デザイン経営プロジェクト



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/index.html

①I-OPENプロジェクト

豊かな社会を願い、想いと創造力から生まれる知的財産をいかして、未来を切り開く情熱を有する人（I-OPENER）を支援するプロジェクト。本プロジェクトの成果を、2025年の大阪・関西万博で発信することを目指す。

I-OPENプロジェクト



<http://www.i-open.go.jp>

- ◆2021年度は、弁理士等の知財の専門家とアイデアを社会実装する技術や知識を有する専門家などをマッチングし、ハンズオンで支援。次代のI-OPENERを生み出すエコシステムの実現に向け、繋がり構築。

②中小企業のデザイン経営支援

- ◆デザイン経営と知的財産活動の好循環の創出を目指し、中小企業のデザイン経営支援における現状の課題や2021年に公表した「中小企業のためのデザイン経営ハンドブック」を踏まえ、デザイン経営と知的財産活動の関係性に関する仮説の構築、自治体・支援機関との連携の検討、デザイン経営の実践支援ツールの試作、中小企業庁との連携（中小企業白書へのデザイン経営に関する分析の掲載支援）等を実施。

中小企業のためのデザイン経営ハンドブック



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/chusho.html

2022年版「中小企業白書」第2部第2章：企業の成長を促す経営力と組織（p. 86-93）



https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2022/PDF/chusho/04Hakusyo_part2_chap2_web.pdf

③デザイン経営推進

職員へのデザイン思考の浸透を図り、職員によるデザイン経営の実践を推進するとともに、これらにより得た知見を庁外に向けて情報発信することで社会全体のデザイン経営の推進を支援。

特許庁はデザイン経営を推進しています



https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei.html

3 特許庁の情報システムにおける取組

(1) 特許庁のシステム開発

庁外ユーザーや庁内職員の利便性向上に向けて、電子出願システムをはじめ、様々な業務に情報システムを導入してきた。今後も、「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」（2020年3月改定）に基づいてシステム構造の抜本的見直し等のシステム開発を行っていく。

- ◆ 2021年には、特許・実用新案で98.6%、意匠で93.4%、商標で84.1%の電子出願率を達成。
- ◆ 2021年4月、改正意匠法の運用に向けたシステム対応を完了。
- ◆ 2022年1月、公報システムを刷新し、公報発行の迅速化を達成。

「特許庁業務・システム最適化計画」の「経済産業省デジタル・ガバメント中長期計画」への統合について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/gyomu/system_tougou.html

(2) 特許庁業務におけるAI技術の活用に向けた取組

「特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プラン（以下、アクション・プラン）」に基づき、特許庁の業務へのAI技術の適用可能性に関して検証を進めている。

- ◆ 2021年度は、2020年度の検討結果を踏まえ、アクション・プランを改定。
- ◆ 改定後のアクション・プランに沿って、特許、商標及び意匠の計7つの業務についてAI技術の導入を推進。

特許庁における人工知能（AI）技術の活用に向けたアクション・プランの令和3年度改定版について



https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/ai_action_plan/ai_action_plan-fy2021.html

第8章 グローバルな知的財産環境の整備に向けた取組

1 多国間、二国会合における取組

(1)五庁 (IP5) 会合

五庁会合は、日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。五庁は、2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- ◆2021年6月、第14回五庁長官会合を日本国特許庁がオンラインで主催。新技術・AI分野の協力に関する作業ロードマップ（NET/AIロードマップ）に合意。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

(2)意匠五庁 (ID5) 会合

意匠五庁 (ID5) 会合は、日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力の取組を行っている。

- ◆2021年11月、第7回ID5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、新規協力プロジェクトの採択、2年ぶりとなるユーザーセッションの開催等を実施した。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3)商標五庁 (TM5) 会合

商標五庁 (TM5) 会合は、日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催している。

- ◆2021年11月、第10回TM5年次会合を中国ホストによりオンラインで開催。既存の16の協力プロジェクト及び2つの新規提案プロジェクトについて、成果を含む進捗状況及び今後の進め方に関する議論を行ったほか、ユーザーセッションを開催した。

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

(4)日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を行っている。

- ◆ 2021年8月、第11回日ASEAN特許庁長官会合をオンラインで開催。2021年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）からAI関連発明の特許審査運用に関する調査結果を報告。

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- ◆ 2021年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれもオンラインで開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/2021120601.html>

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- ◆ 2021年11月に三極特許庁長官ユーザー会合を、同年12月に第39回三極特許庁長官会合を、いずれも我が国特許庁がオンラインで主催。今次長官会合では、長官ユーザー会合での議論を踏まえ、各庁の事務面でのデジタル化促進や知財と環境問題に関する具体的な取組等について、引き続き三極特許庁間で協力していくことに合意。

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

(7) 三極知財・環境問題シンポジウム

- ◆ 我が国特許庁は、第39回三極長官会合での合意に基づき、2022年3月、欧州特許庁及び米国特許商標庁との共催で、環境問題に関する具体的な取組として「三極知財・環境問題シンポジウム」をオンラインで主催。三極特許庁共催で環境問題に関するシンポジウムが開催されるのは初の試み。
- ◆ カーボンニュートラル社会の実現に向け、特許制度を戦略的に活用してカーボンニュートラル技術を開発・普及した企業によるプレゼンテーションや、産業界及び三極特許庁によるパネルディスカッションを実施。

三極知財・環境問題シンポジウムの結果について



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/symposium-20220317.html>

2 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関 (WIPO)

WIPOは、ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施している。

- ◆ 2020年2月、特許庁は、環境技術の開発と普及を後押しすることを目的とした取組であるWIPO GREENにパートナーとして参加。2021年度も引き続き、WIPO本部、WIPO日本事務所 (WJO)、日本のパートナーとも協力し、本取組の積極的な支援、環境技術の普及を継続的に実施。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合 (B+会合)

46か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外 (グレースペリオド)、衝突出願 (未公開先願)、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施している。

- ◆ 2021年10月、B+全体会合を日本国特許庁がオンラインで主催。日米欧三極ユーザー団体 (IT3) による制度調和パッケージの閲覧制限が解除されたことを受け、ユーザーとのコンサルテーションの実施を決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関 (WTO)

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準 (ミニマム・スタンダード) として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定 (知的所有権の貿易関連の側面に関する協定) に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての協議等が行われている。

- ◆ 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める提案について精力的に議論が行われており、2022年3月現在、我が国も継続的に議論に参画。

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

(4) APECにおける知的財産権専門家会合 (IPEG)

IPEGは、アジア太平洋地域の21か国・地域 (エコノミー) をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループである。

- ◆ 2021年8月の第53回会合では、参加エコノミーから知的財産権制

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

度に関する最新情報を収集。

- ◆2022年2月の第54回会合では、漫画審査基準～AI・IoT編～の公表やグレースピリオドに関する調査研究といった日本の取組を紹介。

(5) G7参加国の知的財産庁による初の共同声明

- ◆2021年のG7議長国であった英国の呼びかけにより、2021年11月、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をオンラインで開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。
- ◆本会談では、知財と公衆衛生、知財と人工知能を含む将来の技術、知財エンフォースメントのベストプラクティス、WIPOにおけるG7知財庁協力等、に関する取組に対してG7知財庁間で認識を共有し、共同声明を採択。

G7知財庁長官級会談にてパンデミック後の経済回復を支援する共同声明が採択されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202111/2021112201.html>

3 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」（FIT Japan IP Global）を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施している。

- ◆1987年の創設以来35年間で、総額約9,000万スイスフランを拠出し、100か国以上に支援を行ってきた。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣している。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有している。

- ◆2021年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施している。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年度以降は主にオンラインで実施している。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、

途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献している。

④途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- ◆ 2021年度は、アフリカ知的財産機関、ザンビア、スリランカ、タイ、マラウィにおける紙書類の電子化プロジェクトやエスワティニ、ケニア、ジンバブエにおけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- ◆ 2021年11月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的としたオンライン研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援している。

- ◆ 2021年3月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。
- ◆ 2021年5月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施している。

(2)産業財産権人材育成協力事業

途上国において知的財産制度を担う人材の育成を通じて、知的財産制度及びその運用の確立・強化を支援し、各国の更なる経済発展に貢献するため、アジア太平洋地域、中南米地域、及びアフリカ地域を中心とした途上国を対象に、知的財産に関する知識向上のための事業を実施している。

- ◆ 1996年に事業を開始し2022年3月までの26年間で100か国5地域、7,377名の研修生が研修を修了。

産業財産権人材育成協力事業



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/index.html>

(3)途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、裁判所、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- ◆ 2021年度は、18の研修コースをオンラインにより実施し、57か国・機関から官民合わせて335名の研修生が研修プログラムを修了。

2021年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2021.html>

(4)フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組みとして、我が国で研修を受けた者に

対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- ◆2021年度は、フィリピン・タイ向けのフォローアップセミナーをオンラインにより開催し、研修修了生をはじめとした283名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受け付けている。

- ◆2021年の相談・情報提供の受付件数は1,508件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2021年は619件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出口系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、各地でセミナーも開催している。

諸外国の被害実態・制度運用等調査（官民合同ミッション等支援事業）



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

2003年より国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を実施し、消費者意識の向上に取り組んでいる。

- ◆2021年度は、都内の高校4校を対象に、知的財産権侵害防止教育のモデル授業などを実施。

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/2020/index.html>

5 グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換（特許、実用新案及び意匠）

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス（DAS）」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本国特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- ◆2022年1月、台湾智慧財産局との二庁間PDXを利用した優先権書類の電子的交換の対象を意匠登録出願にも拡大。

優先権書類の提出省略について
(優先権書類の特許庁間における電子的交換について)



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供している。

- ◆2021年には、トルコがWIPO-CASEの運用を開始。2022年4月現在、五庁に加えて33の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyouyu.html

各国特許出願・審査情報の一般ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、2020年11月15日に署名され、2022年1月1日に発効した。本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約30%、我が国の貿易総額のうち約50%を占める地域の経済連携協定で、本協定の知的財産章においては、知的財産権の取得や行使などに関し、TRIPS協定を上回る保護等を規定している。

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における産業財産権分野の概要



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>

(2) 交渉中のEPA

我が国は、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を行っている。これらのうち日中韓FTAは、我が国にとって主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とするFTAであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体の約20%、アジアの約70%を占める。今後、RCEPを上回る付加価値を付与すべく、引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。

付録2 予算・機構・定員関係資料

1 歳入歳出累年表

(単位：千円)

年 度 別	歳 入	歳 出
平成25年度 (2013年度)	307,880,627	114,826,945
平成26年度 (2014年度)	313,107,609	126,063,602
平成27年度 (2015年度)	313,241,596	140,430,560
平成28年度 (2016年度)	297,202,637	144,643,271
平成29年度 (2017年度)	284,324,851	147,243,322
平成30年度 (2018年度)	272,713,917	155,204,833
令和元年度 (2019年度)	249,106,793	164,110,880
令和2年度 (2020年度)	216,240,416	164,939,042
令和3年度 (2021年度)	183,810,667	156,202,542
令和4年度 (2022年度)	189,775,186	154,084,778

問合せ先：会計課

2 歳入予算に関する統計表

(単位：千円)

款 ・ 項	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
歳 入 総 額	272,713,917	249,106,793	216,240,416	183,810,667	189,775,186
特許料等収入	123,665,342	129,349,630	125,367,149	129,883,528	148,629,656
特許印紙収入	97,969,704	100,894,652	94,787,267	84,776,772	82,543,441
特許料等収入	25,695,638	28,454,978	30,579,882	45,106,756	66,086,215
他会計より受入					
一般会計より受入	17,446	17,604	17,806	17,713	17,599
独立行政法人納付金収入					
独立行政法人工業所有権 情報・研修館納付金収入	-	-	1,839,538	-	-
雑収入					
雑収入	1,125,286	1,118,298	852,483	723,652	252,984
前年度剰余金受入					
前年度剰余金受入	147,905,843	118,621,261	88,163,440	53,185,774	40,874,947

問合せ先：会計課

3 歳出予算事項に関する統計表

(1) 事項別歳出予算

(単位：千円)

事 項	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
歳 出 総 額	155,204,833	164,110,880	164,939,042	156,202,542	154,084,778
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費					
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費交付 金に必要な経費	12,140,221	12,229,027	12,164,027	11,110,411	10,761,811
事務取扱費	139,798,497	144,088,666	149,871,641	140,512,187	132,833,586
事務取扱いに必要な経費	50,209,298	52,994,588	53,041,877	51,810,814	49,862,150
一般事務処理経費	50,043,986	52,819,661	52,898,089	51,693,207	49,745,598
既定定員に伴う経費（定員合理化・増員・振替含む）	33,702,241	33,995,546	34,358,440	34,630,122	33,664,538
一般管理経費	6,001,993	6,418,862	7,122,426	7,749,653	7,841,877
各種審議会経費	13,928	14,111	13,093	13,076	12,611
特許管理等指導奨励経費	601,441	2,023,212	2,007,225	1,987,091	883,478
外部借室経費	3,253,651	3,291,020	3,186,849	1,757,136	1,837,666
工業所有権行政の国際化	4,002,030	4,000,676	3,243,177	3,110,543	3,140,627
中小企業出願等支援事業	2,339,213	2,949,286	2,836,801	2,317,067	2,235,730
特許微生物寄託機関関係	129,489	126,948	130,078	128,519	129,071
特許公報類発行経費	165,312	174,927	143,788	117,607	116,552
工業所有権の審査審判等の処理促進に必要な経費	54,879,090	55,095,755	55,982,648	49,064,761	47,750,426
審査審判等事務処理経費	41,154,459	41,456,321	42,707,602	37,576,375	37,486,092
審査審判基盤整備	372,918	375,006	392,906	379,763	383,712
審査審判処理	32,436,979	33,174,847	34,168,264	28,650,381	28,589,895
特許協力条約実施経費	8,344,562	7,906,468	8,146,432	8,546,231	8,512,485
資料整備経費					
審査審判資料整備	13,724,631	13,639,434	13,275,046	11,488,386	10,264,334
特許事務の機械化に必要な経費	34,710,109	35,998,323	40,847,116	39,636,612	35,221,010
施設整備費					
施設整備に必要な経費	3,066,115	7,593,187	2,703,374	4,379,944	10,289,381
予備費					
予備費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000

問合せ先：会計課

(2) 令和4年度特許特別会計歳出予算の概要

＜予算額 1,541億円（令和3年度予算額 1,562億円）＞

世界をリードする特許行政実現に向け、徹底した歳出削減を継続しつつ、手続や審査体制のDX化等を推進し、さらに、イノベーション創出に向けた知財活動・経営を重点的に支援する。

世界をリードする特許行政の実現に向けた取組

業務やシステムの効率化を徹底した上で、審査体制の強化や特許行政のDX化を通じ、世界最速・最高品質の審査を実現する。

- **世界最速・最高品質の審査体制のもと、業務の効率化を徹底** 291.3億円（303.3億円）
- **商標出願の大幅増に対応した審査体制の強化** 商標審査官 7人の定員増
- **情報システム刷新及び運用の効率化を徹底** 378.1億円（428.7億円）
 - ・刷新、運用の効率化を徹底した上で、書面手続等のデジタル化を推進
- **AI活用やフリーアドレス化による審査体制のDX化推進** 2.6億円（0.9億円）
 - ・AI活用による審査業務等の効率化を促進
 - ・テレワークとフリーアドレスの組合せにより分散した執務スペースの本庁舎への集約を目指す

イノベーション創出に向けた知財活動・経営の重点的支援

イノベーションを通じた我が国の競争力向上を図るため、中小・ベンチャー企業、大学等の知財活動を重点的に支援し、さらに、企業の持続的な成長及び企業価値の向上に資する知財経営の普及・実践を支援する。

- **中小・ベンチャー企業の知財活動支援の拡充** 10.8億円（8.6億円）及び（独）INPIT交付金107.6億円の内数
 - ・各都道府県の「知財総合支援窓口」の相談・支援
 - ・金融機関による知財を切り口とした中小企業支援の促進
 - ・スタートアップの知財戦略構築等の支援
 - ・中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
- **大学が利用できる知財活動支援の拡充** 3.4億円（1.9億円）及び（独）INPIT交付金107.6億円の内数
 - ・日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業
 - ・専門家派遣を通じた大学等における研究成果の社会実装の支援
- **知財経営の普及・実践支援の拡充** 7.9億円（5.2億円）
 - ・経営層に向けたIPランドスケープを通じた知財経営の普及・実践支援
 - ・最新特許技術及び知的財産制度の研究推進

問合せ先：総務課

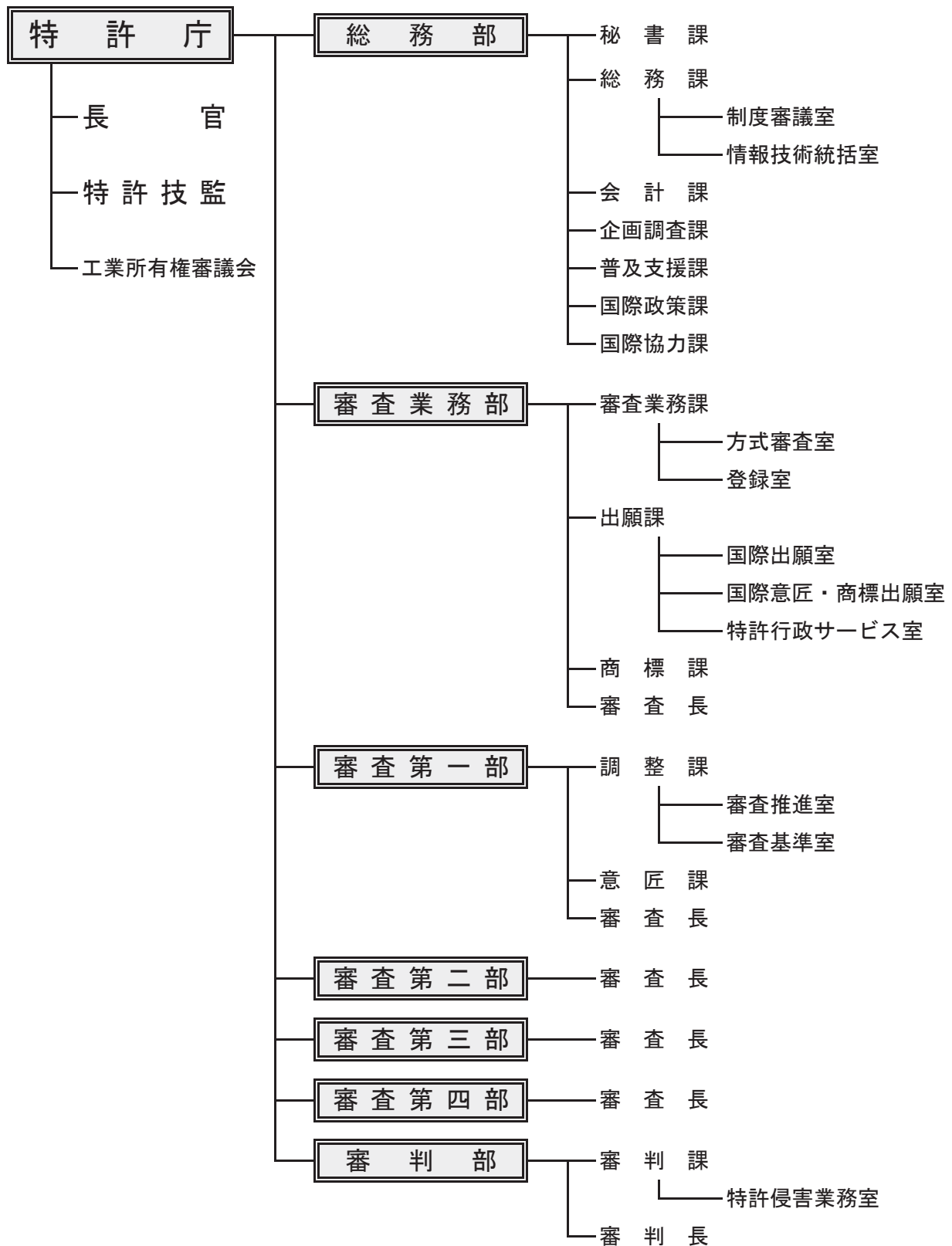
4 特許庁定員推移表

(年度末定員 単位：人)

	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総定員	2,852	2,837	2,821	2,804	2,788	2,780	2,792	2,789	2,793	2,794
[審査・審判官]	2,285	2,280	2,275	2,270	2,263	2,257	2,253	2,257	2,263	2,267
●審査官	1,898	1,893	1,888	1,887	1,880	1,874	1,870	1,877	1,883	1,887
特・実 審査官	1,701	1,702	1,702	1,702	1,696	1,690	1,682	1,666	1,665	1,662
意匠 審査官	51	49	48	48	48	48	48	50	50	50
商標 審査官	146	142	138	137	136	136	140	161	168	175
●審判官	387	387	387	383	383	383	383	380	380	380
[一般]	567	557	546	534	525	523	539	532	530	527

問合せ先：総務課

5 特許庁組織図（2022年4月1日現在）



問合せ先：総務課

付録 3

その他統計・資料

1

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）における提供サービス
（日本語版に加え、同等の機能を有する英語版を提供）

2022年3月16日現在

サービス名	照会可能データ	検索可能範囲	主な機能
1 特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索	特許・実用新案公報データ、 意匠公報データ、商標公報データ、 特許情報標準データ（商標見本イメージ等）	特許・実用新案：明治18年～ 意匠：明治22年～ 商標：明治18年～	テキスト検索、各種番号照会、四法横断検索、ハイライト多色表示
2 特許・実用新案番号照会／OPD	特許・実用新案番号照会： 特許・実用新案公報データ ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会： 各国の特許出願の手続や審査に関連する 情報（ドシエ情報）	明治18年～ ———	各種番号照会、文献単位PDFダウンロード、経過情報・書類情報表示、機械翻訳による公報の英訳表示（英語版） 各種番号照会、複数行に出願された同一発明のドシエ情報の一括表示、ドシエ情報の英訳表示、書類種別によるフィルタ、付与分類・引用文献の一覧表示
3 特許・実用新案検索	特許・実用新案データ、外国公報データ（米国、欧州特許庁（EPO）、世界知的所有権機関（WIPO）、英国、ドイツ、旧東ドイツ、フランス、スイス、カナダ、韓国、中国）、米国特許和抄、欧州特許和抄、中国特許和抄、PAJ（英文抄録）	日本：明治18年～ 米国：1836年～ EPO：1978年～ WIPO：1978年～ 英国：1916年～ ドイツ：1877年～ 旧東ドイツ：1951年～ フランス：1844年～ スイス：1888年～ カナダ：1920年～ 韓国：1979年～ 中国：1985年～ PAJ：昭和51年～	テキスト検索（日本、米国、EPO、WIPO、韓国、中国のみ）、IPC検索、FI・Fターム検索、CPC検索（外国公報のみ）、論理式検索、ハイライト多色表示、文献単位PDFダウンロード、経過情報・書類情報表示、外国特許和抄検索、中韓機械翻訳全文検索、J-GLOBAL検索、非特許文献検索等
4 特許・実用新案分類照会（PMGS）	FI分類表、FIハンドブック Fタームリスト、Fターム解説 IPC分類表 FI-IPCコンコーダスリスト	FI：最新版 Fターム：全テーマ（廃止テーマを除く） IPC：第8版 FI-IPC最新版	FI、テーマコード、IPCによる階層絞り込み、キーワード検索、簡易表示
5 意匠番号照会	意匠公報データ 特許情報標準データ（意匠公知資料・外国意匠公報資料）	明治22年～	各種番号照会、文献単位PDF表示、経過情報・書類情報表示
6 意匠検索	意匠公報データ 特許情報標準データ（意匠公知資料・外国意匠公報資料）	明治22年～ （テキスト検索の可能範囲は平成12年～）	テキスト検索、日本意匠分類／Dターム検索、文献単位PDF表示、経過情報・書類情報表示等
7 意匠分類照会	日本意匠分類一覧表	日本意匠分類：最新版	日本意匠分類／Dタームのキーワード検索
8 商標番号照会	商標公報データ、特許情報標準データ（商標見本イメージ等）	商標公報データ：明治18年～ 特許情報標準データ：権利存続・出願中の案件、平成12年以降の案件、前記以外は公報発行済で特許庁がデータを保有している案件	各種番号照会、文献単位PDF表示、経過情報・書類情報表示
9 商標検索	商標公報データ、特許情報標準データ（商標見本イメージ等）	商標公報データ：平成12年～ 特許情報標準データ：権利存続・出願中の案件、平成12年以降の案件、前記以外は公報発行済で特許庁がデータを保有している案件	商標（検索用）検索、称呼（類似検索）、図形等分類検索、文献単位PDF表示、経過情報・書類情報表示等
10 日本国周知・著名商標検索	日本国周知・著名商標	———	商標（検索用）検索、登録番号照会、全件一覧表示等
11 不登録商標検索	商標法上登録できない標章	大臣指定マーク WTO原産地名	称呼（単純文字列検索）、図形等分類検索、全件一覧表示等
12 図形等分類表	細分化ウィーン分類表（ウィーン分類第5版準拠第2版）	———	分類照会、キーワード検索、事例付き表示
13 商品・役務名検索	商品・役務名データ	———	キーワード検索（商品・役務名）、区分、類似群コード検索
14 審決検索	審決公報データ、判決公報データ、審決速報情報	昭和15年～（審決公報データ） 平成4年～（判決公報データ） 審決決定から審決公報発行までの審決情報	各種番号照会、各種分類検索、全文検索、審決日検索等、機械翻訳による公報の英訳表示（英語版）
15 文献蓄積情報	各種文献の蓄積範囲情報	———	———

特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）：<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

問合せ先：総務課情報技術統括室

2 特許庁の提供する主なデータ一覧表

【1. 公報】

2022年4月1日現在

特許庁が発行する以下の公報は、インターネットを利用して発行しています。

インターネット利用による公報発行サイト：<https://www.gazette.jpo.go.jp/scciidl010>

	特許庁データ名	提供間隔
1	特許・実用新案公報	毎日＊1
2	公開公報	毎日＊1
3	登録実用新案公報	毎日＊1
4	意匠公報	毎日＊1
5	商標公報	毎日＊1
6	公開・国際商標公報	毎日＊1
7	審決公報	月1回
8	特許庁公報	毎日＊1

【2. 特許情報標準データ等】

2022年3月16日現在

下記のデータは、特許情報標準データ等の一括ダウンロードサービスから入手することが可能です。

特許情報標準データ等

	特許庁データ名	更新間隔
1	特許情報標準データ（特許）	毎日＊1
2	特許情報標準データ（実用新案）	毎日＊1
3	特許情報標準データ（意匠）	毎日＊1
4	特許情報標準データ（商標）	毎日＊1
5	特許 整理標準化XMLデータ	更新無し＊2
6	実用新案 整理標準化XMLデータ	更新無し＊2
7	特許 整理標準化SGMLデータ（審判マスタ）	更新無し＊2
8	実用新案 整理標準化SGMLデータ（審判マスタ）	更新無し＊2
9	意匠 整理標準化SGMLデータ	更新無し＊2
10	商標 整理標準化SGMLデータ	更新無し＊2
11	XML／SGML変換データ（特許）	更新無し＊3
12	XML／SGML変換データ（実用新案）	更新無し＊3
13	XML／SGML変換データ（意匠）	更新無し＊3
14	XML／SGML変換データ（商標）	更新無し＊3

*1 提供は開庁日に限る。

*2 2019年9月末をもって更新終了。

*3 2020年5月7日をもって更新終了。

その他

	特許庁データ名	更新間隔
1	公開特許英文抄録（PAJ）	月1回
2	米国特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
3	米国公開特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
4	CS（コンピュータ・ソフトウェア）書誌的事項データ	月1回
5	PMGS（Patent Map Guidance System）データ	四半期
6	欧州公開特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
7	中国特許と文抄録テキストデータ	更新無し＊4
8	中国文献機械翻訳文	月1回
9	韓国文献機械翻訳文	月1回
10	諸外国・地域の特許情報	週1回

*4 2019年3月末をもって更新終了。

問合せ先：普及支援課、総務課情報技術統括室

3 弁理士登録状況

(1) 弁理士登録及び登録抹消人数累計表

年別	登録人数	登録抹消人数	各年12月31日現在
1951 (昭和26年)	35	132	929
1952	42	35	936
1953	32	42	926
1954	38	33	931
1955	50	41	940
1956	49	24	965
1957	53	35	983
1958	51	20	1,014
1959	82	26	1,070
1960	83	64	1,089
1961	64	31	1,122
1962	62	29	1,155
1963	102	34	1,223
1964	107	33	1,297
1965	90	39	1,348
1966	105	28	1,425
1967	150	39	1,536
1968	89	27	1,598
1969	123	34	1,687
1970	101	25	1,763
1971	92	34	1,821
1972	137	31	1,927
1973	147	37	2,037
1974	113	38	2,112
1975	132	44	2,200
1976	143	50	2,293
1977	127	50	2,370
1978	110	70	2,410
1979	121	55	2,476
1980	118	58	2,536
1981	114	64	2,586
1982	118	51	2,653
1983	144	64	2,733
1984	122	40	2,815
1985	141	56	2,900
1986	120	73	2,947
1987	155	54	3,048
1988	138	55	3,131
1989	144	51	3,224
1990	174	56	3,342
1991	145	51	3,436
1992	150	57	3,529
1993	162	57	3,634
1994	136	66	3,704
1995	153	62	3,795
1996	172	51	3,916
1997	172	77	4,011
1998	182	91	4,102
1999	233	57	4,278
2000	303	78	4,503
2001	353	80	4,776
2002	424	79	5,121
2003	529	102	5,548
2004	559	105	6,002
2005	665	115	6,552
2006	642	133	7,061
2007	637	127	7,571
2008	370	135	7,806
2009	535	158	8,183
2010	724	194	8,713
2011	648	215	9,146
2012	690	179	9,657
2013	734	220	10,171
2014	712	203	10,680
2015	442	232	10,890
2016	410	211	11,089
2017	370	242	11,217
2018	369	235	11,351
2019	361	215	11,488
2020	345	221	11,609
2021	319	232	11,696

問合せ先：秘書課

(2) 都道府県別弁理士登録人数表

2021年12月31日現在

事務所所在地	人数	事務所所在地	人数
北海道	45	滋賀	82
青森	9	京都	264
岩手	5	大阪	1,742
宮城	20	兵庫	309
秋田	8	奈良	50
山形	7	和歌山	14
福島	10	鳥取	4
茨城	133	島根	4
栃木	41	岡山	31
群馬	29	広島	51
埼玉	201	山口	15
千葉	232	徳島	15
東京都	6,290	香川	13
神奈川県	844	愛媛	16
新潟	24	高知	5
富山	24	福岡	116
石川	19	佐賀	5
福井	17	長崎	4
山梨	23	熊本	15
長野	56	大分	6
岐阜	62	宮崎	9
静岡	94	鹿児島	9
愛知	590	沖縄	8
三重	25	国外	101
		計	11,696

特許業務法人の数：314法人（2021年12月31日現在）

問合せ先：秘書課

(3) 弁理士試験実施概況

令和3年度弁理士試験概況

総志願者数	短答式筆記 試験受験者数	短答式筆記 試験合格者数	論文式筆記試験 (必須) 受験者数	論文式筆記試験 (選択) 受験者数	論文式筆記試験 合格者数	口述試験 受験者数	最終合格者数
3,859	2,686	304	805	180	211	215	199

弁理士試験受験志願者及び合格者数

年別	区分 種別	受 験 志 願 者 数			合 格 者 数		
		予 備 試 験	本 試 験	せんこう	予 備 試 験	本 試 験	せんこう
昭和	28	10	77	16	0	11	3
	29	11	164	11	2	12	4
	30	24	271	16	4	19	4
	31	27	301	20	8	26	8
	32	14	342	13	3	33	6
	33	36	495	15	4	43	6
	34	42	493	9	9	27	6
	35	32	497	32	6	56	1
	36	38	571	36	9	27	3
	37	45	655	24	10	68	6
	38	49	729	27	10	63	6
	39	71	985	34	6	48	9
	40	65	1,073	33	8	51	12
	41	79	1,329	54	16	49	19
	42	57	1,417	41	7	47	15
	43	93	1,844	59	24	49	18
	44	134	2,138	51	44	48	10
	45	120	2,366	17	34	49	12
	46	132	2,507	142	42	65	6
	47	134	2,918	86	43	84	2
	48	137	2,852	81	34	81	15
	49	126	2,802	80	37	84	9
	50	135	2,912	72	32	84	8
	51	53	3,022	55	14	91	11
	52	148	3,205	59	42	91	6
	53	128	3,237	52	33	88	3
	54	125	3,144	45	32	87	4
	55	130	3,042	36	28	82	6
	56	117	3,100	25	24	77	4
	57	132	3,023	18	37	77	3
	58	90	3,007	17	28	83	1
	59	90	3,104	13	27	84	2
	60	90	2,937	11	26	76	3
	61	97	2,872	6	27	84	1
	62	101	2,933	2	30	86	1
	63	83	2,856	1	16	93	0
平成	元年	85	2,976	3	24	96	0
	2	75	3,099	2	17	101	0
	3	64	3,217	1	18	96	0
	4	71	3,279	1	20	100	0
	5	72	3,727	1	18	111	0
	6	73	3,999	1	19	113	0
	7	65	4,177	1	16	116	0
	8	77	4,390	1	16	120	0
	9	94	4,564	1	20	135	0
	10	74	4,650	1	26	146	0
	11	71	5,002	1	20	211	0
	12	90	5,531	1	33	255	0
	13		5,963	1		315	0
	14		7,176	0		466	0
	15		8,569	0		550	0
	16		9,642	1		633	0
	17		9,863	0		711	0
	18		10,060	0		635	0
	19		9,865	0		613	0
	20		10,494	0		574	0
	21		10,384	0		813	0
	22		9,950	0		756	0
	23		8,735	0		721	0
	24		7,930	0		773	0
	25		7,528	0		715	0
	26		6,216	0		385	0
	27		5,340	0		319	0
	28		4,679	0		296	0
	29		4,352	0		255	0
	30		3,977	0		260	0
令和	元年		3,862	0		284	0
	2		3,401	0		287	0
	3		3,859	0		199	0

注1：予備試験は、本試験を受けるのに相当な学識を有しているかどうかを考試するもの。

注2：予備試験は、平成13年から廃止された。

注3：せんこうは、弁理士法の特例により昭和16年6月5日までに帝国大学を卒業した者等に対して、せんこう試問するもの。

問合せ先：秘書課

4 承認TLO、認定TLO一覧表（2022年3月1日現在）

【承認TLO】（32機関）

承認年	TLO名	関連大学等
1998年	(株) 東京大学TLO	東京大学
	(株) TLO京都	京都大学、立命館大学等
	(株) 東北テクノアーチ	東北大学等
	日本大学 産官学連携知財センター	日本大学
1999年	早稲田大学 リサーチイノベーションセンター 知財・研究連携支援部門	早稲田大学
	慶應義塾大学 研究連携推進本部	慶應義塾大学
	(有) 山口ティー・エル・オー	山口大学
2000年	(公財) 新産業創造研究機構	神戸大学、関西学院大学等
	(公財) 名古屋産業科学研究所	名古屋大学等
	(株) 産学連携機構九州	九州大学
	東京電機大学 研究推進社会連携センター	東京電機大学
	タマティーエルオー(株)	工学院大学、東洋大学、東京都立大学等
2001年	明治大学 知的資産センター	明治大学
	よこはまティーエルオー(株)	横浜国立大学、横浜市立大学等
	(株) テクノネットワーク四国	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学等
	(一財) 生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所
	(株) 新潟TLO	新潟大学等
2002年	(公財) 北九州産業学術推進機構	九州工業大学、北九州市立大学等
	(株) 三重ティーエルオー	三重大学
	(有) 金沢大学ティ・エル・オー	金沢大学等
2003年	(株) キャンパスクリエイト	電気通信大学
	(株) 鹿児島TLO	鹿児島大学等
	(株) 信州TLO	信州大学、長野工業高等専門学校
2005年	佐賀大学TLO	佐賀大学
	群馬大学 産学連携推進機構	群馬大学
	奈良先端科学技術大学院大学 研究国際部研究協力課	奈良先端科学技術大学院大学
2008年	東海大学 研究推進部 産官学連携センター	東海大学
	東京医科歯科大学 統合研究機構産学連携推進センター	東京医科歯科大学
	山梨大学 研究推進・社会連携機構	山梨大学
2010年	静岡技術移転(同)	静岡大学等
2016年	iPSアカデミアジャパン(株)	京都大学等
2020年	(株) 神戸大学イノベーション	神戸大学

【認定TLO】（0機関）

認定年	TLO名	関連機関等

問合せ先：企画調査課

5 各経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室一覧表

知的財産室は、地域における中小企業等への知的財産に関する指導・相談、情報の提供及び各種説明会の開催などを通じて知的財産に関し総合的な支援を行っている。

2022年3月現在

	担 当	所 在 地	電 話 番 号
北海道 経済産業局	地域経済部 産業技術革新課 知的財産室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階	011-709-5441
東北 経済産業局	地域経済部 産業技術革新課 知的財産室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階	022-221-4819
関東 経済産業局	地域経済部 産業技術革新課 知的財産室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館10階	048-600-0239
中部 経済産業局	地域経済部 産業技術課 知的財産室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 4階	052-951-2774
近畿 経済産業局	地域経済部 産業技術課 知的財産室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館3階	06-6966-6016
中国 経済産業局	地域経済部 産業技術連携課 知的財産室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階	082-224-5680
四国 経済産業局	地域経済部 地域経済課 知的財産室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階	087-811-8519
九州 経済産業局	地域経済部 産業技術革新課 知的財産室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館6階	092-482-5463
沖縄 総合事務局	経済産業部 地域経済課 知的財産室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階	098-866-1730

問合せ先：普及支援課

6 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）一覧表

2022年4月1日現在

所在地 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー8階

電話 03-3501-5765

URL <https://www.inpit.go.jp/>

2001年4月から発足した独立行政法人であり、これまで特許庁が実施してきた産業財産権に関する情報提供などの業務を引き継いで事業を行っている。

さらに、2004年10月からは名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館（旧名称：工業所有権総合情報館）に改め、産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、

- ① 先行技術調査等のための公報、審査審判資料等の収集・閲覧事業
- ② 知的財産情報の高度活用による権利化推進事業
- ③ 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）等の産業財産権情報提供事業
- ④ 産業財産権制度一般、海外展開支援、営業秘密等に関する相談事業
- ⑤ 情報提供事業等の基盤となる情報システム整備事業
- ⑥ 特許庁審査・審判官等に対する研修事業
- ⑦ 先行技術調査を行う調査業務実施者（サーチャー）や知的財産関連人材の育成事業
- ⑧ 大学・高等専門学校からの産学連携活動に関する相談事業

を実施している。

【INPIT相談・支援窓口一覧】

所在地	所在地	電話番号
産業財産権相談窓口	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁1階	03-3581-1101 (内線2121～2123)
営業秘密・知財戦略相談窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー8階	03-3581-1101 (内線3844)
海外展開知財支援窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー8階	03-3581-1101 (内線3823)
産学連携・スタートアップ相談窓口	〒105-6008 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー8階	03-3581-1101 (内線3909)
関西知財戦略支援専門窓口	〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪 ナレッジキャピタル タワーC9階	06-6486-9122
知財総合支援窓口	INPIT知財総合支援窓口一覧参照	全国共通ナビダイヤル 0570-082100 お近くの支援窓口につながります

7 INPIT知財総合支援窓口一覧表

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランド、デザインなどの“知的財産”の側面から解決を図る支援窓口として、全国47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置している。

経験豊富な窓口の支援担当者が弁理士や弁護士などの専門家や関係支援機関と連携しつつ、経営課題の解決に向けて効率的・網羅的な支援を無料で提供している。

2022年4月1日現在

都道府県	実施事業者	住所	電子出願用 端末有無
北海道	一般社団法人 北海道発明協会	060-0807 札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階 北海道知的財産情報センター	○
青森県	一般社団法人 青森県発明協会	030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	○
岩手県	一般社団法人 岩手県発明協会	020-0857 盛岡市北飯岡2-4-25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階	○
宮城県	一般社団法人 宮城県発明協会	981-3206 仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階	○
秋田県	公益財団法人 あきた企業活性化センター	010-8572 秋田山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階	○
山形県	一般社団法人 山形県発明協会	990-2473 山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階	○
福島県	一般社団法人 福島県発明協会	963-0215 郡山市待地台1-12 福島県ハイテクプラザ2階	○
茨城県	公益財団法人 いばらぎ中小企業グローバル推進機構	310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館12階	○
栃木県	公益財団法人 栃木県産業振興センター	321-3226 宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	○
群馬県	一般社団法人 群馬県発明協会	379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター1階	○
埼玉県	公益財団法人 埼玉県産業振興公社	338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階	○
千葉県	株式会社 東京リーガルマインド	260-0015 千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル 5階	○
東京都	一般社団法人 発明推進協会	105-0001 港区虎ノ門3-1-1 虎の門三丁目ビルディング1階	○
神奈川県	株式会社 東京リーガルマインド	220-0005 横浜市西区南幸2-19-4 南幸折目ビル 9階902号室	○
新潟県	一般社団法人 新潟県発明協会	950-0915 新潟市中央区錦西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階	○
		940-2108 長岡市千秋2-2788-1 千秋が原ビル2階	-
山梨県	公益財団法人 やまなし産業支援機構	400-0055 甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	○
長野県	一般社団法人 長野県発明協会	380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	○
		394-0084 岡谷市長地町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階	○
静岡県	一般社団法人 静岡県発明協会	420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階	○
		410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階	○
		432-8036 浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構内	-
富山県	一般社団法人 富山県発明協会	933-0981 高岡市二上町150 富山県産業技術研究開発センター技術開発館1階	○
		930-0866 富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル2階	-
石川県	一般社団法人 石川県発明協会	920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階	○
岐阜県	一般社団法人 岐阜県発明協会	509-0109 各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ5階	○
愛知県	株式会社 タスクールPlus	464-0855 名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種6階6-B	○
三重県	公益財団法人 三重県産業支援センター	514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	○
		510-0074 四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ1階	-
福井県	一般社団法人 福井県発明協会	910-0102 福井市川合蔵塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階	○
滋賀県	一般社団法人 滋賀県発明協会	520-3004 栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	○
京都府	一般社団法人 京都発明協会	600-8813 京都市下京区中堂寺南町134番地 京都リサーチパーク内京都府産業支援センター2階	○
大阪府	一般社団法人 大阪発明協会	550-0004 大阪市西区堀本町1-8-4 大阪科学技術センタービル4階	○
		577-0011 東大阪市荒北1-4-1 クリエイション・コア東大阪 南館2階	-
兵庫県	公益財団法人 新産業創造研究機構	650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階	○
		654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館1階	○
奈良県	一般社団法人 奈良県発明協会	630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内2階	○
和歌山県	一般社団法人 和歌山県発明協会	640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階	○
鳥取県	一般社団法人 鳥取県発明協会	689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内	○
		689-3522 米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部センター内	○
島根県	公益財団法人 しまね産業振興財団	690-0816 松江市北陵町1 テクノアークしまね1階	○
岡山県	公益財団法人 岡山県産業振興財団	701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階	○
広島県	一般社団法人 広島県発明協会	730-0052 広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館	○
山口県	公益財団法人 やまぐち産業振興財団	754-0041 山口市小郡令和1-1-1 KDDI維新ホール内	○
徳島県	一般社団法人 徳島県発明協会	770-8021 徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階	○
香川県	公益財団法人 かがわ産業支援財団	761-0301 高松市林町2217-15 香川県産業頭脳化センタービル2階	○
愛媛県	一般社団法人 愛媛県発明協会	791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2階	○
高知県	一般社団法人 高知県発明協会	781-5101 高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター4階	○
		810-0001 福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッピングセンター福岡8階	○
福岡県	株式会社 東京リーガルマインド	812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階	○
		804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階	○
佐賀県	公益財団法人 佐賀県産業振興機構	849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内	○
長崎県	一般社団法人 長崎県発明協会	856-0026 大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内	○
熊本県	株式会社 フィールドワークス	860-0844 熊本市中央区水道町7-16 富士水道ビル2階	○
大分県	一般社団法人 大分県発明協会	870-1117 大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	○
宮崎県	一般社団法人 宮崎県発明協会	880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階	○
鹿児島県	公益財団法人 鹿児島県工業倶楽部	892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館 中2階	○
沖縄県	株式会社 東京リーガルマインド	901-2132 浦添市伊祖2-2-2 明幸ビル3階	○

※相談については全国共通ナビダイヤル 0570-082100をご利用ください。(自動的にお近くの窓口におつなぎいたします。)

問合せ先：独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）地域支援部

8 特許庁関係団体一覧表

2022年5月現在

団体名称		所在地	電話番号
(一財) 工業所有権協力センター	〒135-0042	東京都江東区木場1-2-15 深川ギャザリア ウエスト3棟	03-6665-7850
(一財) 工業所有権電子情報化センター	〒102-0076	東京都千代田区五番町5-5	03-3237-6511
(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所	〒101-0054	東京都千代田区神田錦町3-11 精興竹橋共同ビル5階	03-5281-5671
(一社) 日本国際知的財産保護協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階	03-3591-5301
(一社) 日本食品・バイオ知的財産権センター	〒105-0014	東京都港区芝2-5-24 芝MARビル4階	03-3769-5221
(一社) 日本デザイン保護協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門2-4-1 虎ノ門ピアザビル8階	03-3591-3031
(一財) 日本特許情報機構	〒135-0016	東京都江東区東陽4-1-7 佐藤ダイヤビルディング6階	03-3615-5511
(公社) 発明協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門3-1-1 虎の門三丁目ビルディング	03-3502-5421
(一社) 発明推進協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門3-1-1 虎の門三丁目ビルディング	03-3502-5422
日本弁理士会	〒100-0013	(東京本部) 東京都千代田区霞が関3-2-6 東京倶楽部ビルディング14階 (弁理士会館) 東京都千代田区霞が関3-4-2	03-3581-1211
(一社) 日本知的財産協会	〒103-0027	東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア6階	03-6262-1570
日本商標協会	〒103-0004	東京都中央区東日本橋三丁目4番10号 アクロポリス21ビル6階 特許業務法人秀和特許事務所内	03-6892-3472

注：(一社) …一般社団法人 / (一財) …一般財団法人 / (公社) …公益社団法人

問合せ先：総務課

9 日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧（2022年4月1日時点）

1. 出 願 料

(1) 特 許

・ 特許出願	14,000円
・ 特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
・ 特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・ 特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
・ 特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
・ 特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

(2) 実用新案（出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要です）

・ 実用新案登録出願	14,000円
・ 実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・ 実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

(3) 意 匠

・ 意匠登録出願	16,000円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき16,000円	
・ 秘密意匠の請求	5,100円
※複数意匠一括出願の場合は、一意匠につき5,100円	

(4) 商 標

・ 商標登録出願	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
・ 防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)

2. 審査・審判請求料等

(1) 特 許

① 出願審査請求（平成31年4月1日以降の出願）	138,000円 + (請求項の数 × 4,000円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000円 + (請求項の数 × 2,400円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	124,000円 + (請求項の数 × 3,600円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000円 + (請求項の数 × 3,200円)
※ (a)、(b) は平成31年4月1日以降の国際出願日を有する出願	
※ 上記に該当しない出願については、特許庁ホームページでご確認下さい。	
② 誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円
③ 判定請求	40,000円
④ 裁定請求	55,000円
⑤ 裁定取消請求	27,500円
⑥ 特許異議の申立て	16,500円 + (請求項の数 × 2,400円)
⑦ 特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧ 特許異議の申立て係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑨ 審判（再審）請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑩ 無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑪ 特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑫ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑬ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(2) 実用新案

① 実用新案技術評価請求 (特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願) (特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	42,000円 + (請求項の数×1,000円) 8,400円 + (請求項の数×200円) 33,600円 + (請求項の数×800円)
② 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③ 判定請求	40,000円
④ 裁定請求	55,000円
⑤ 裁定取消請求	27,500円
⑥ 審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数×5,500円)
⑦ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(3) 意 匠

① 判定請求	40,000円
② 裁定請求	55,000円
③ 裁定取消請求	27,500円
④ 審判(再審)請求	55,000円
⑤ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

(4) 商 標

① 判定請求	40,000円
② 商標(防護標章)登録異議申立	3,000円 + (区分数×8,000円)
③ 商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3,300円
④ 審判(再審)請求	15,000円 + (区分数×40,000円)
⑤ 審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥ 審判又は再審への補助参加申請	16,500円

3. 特許料・登録料

(1) 特 許 料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第1年から第3年まで	毎年 4,300円に1請求項につき	300円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 10,300円に1請求項につき	800円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 24,800円に1請求項につき	1,900円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 59,400円に1請求項につき	4,600円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限りです。		

注：上記に該当しない出願については、特許庁ホームページでご確認下さい。

(2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき	300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき	900円を加えた額

(3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第25年まで	毎年 16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。	
※第21年から第25年については、令和2年4月1日以降の出願のみ対象となります。	

(4) 商標登録料

・ 商標登録料	区分数 × 32,900円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 17,200円
・ 更新登録申請	区分数 × 43,600円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 22,800円
・ 商標権の分割申請	30,000円
・ 防護標章登録料	区分数 × 32,900円
・ 防護標章更新登録料	区分数 × 37,500円

4. その他の手数料

(1) 特許法等関係手数料

① 期間の延長、期日の変更	2,100円
② 期間経過後の期間の延長	4,200円
③ 期間経過後の期間の延長（特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000円
④ 期間経過後の期間の延長（意匠法第19条において準用する特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	7,200円
⑤ 登録証の再交付請求	4,600円
⑥ 承継の届出（名義変更）	4,200円
⑦ 証明の請求（窓口）	1,400円
（オンライン）	1,100円
⑧ 書類の閲覧請求	1,500円
⑨ 紙原簿の閲覧請求	300円
⑩ ファイル記録事項の閲覧請求（窓口）	900円
（オンライン）	600円
⑪ 登録事項の閲覧請求（磁気原簿）（窓口）	800円
（オンライン）	600円
⑫ 書類謄本の交付請求	1,400円
⑬ 紙原簿謄本の交付請求	350円
⑭ ファイル記録事項記載書類の交付請求（窓口）	1,300円
（オンライン）	1,000円
⑮ 登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）（窓口）	1,100円
（オンライン）	800円
⑯ 磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	2,400円 + （書面のページ数 × 800円）

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料

① 国際出願手数料			
・ 国際出願の用紙の枚数が30枚まで (A)			159,500円
・ 30枚を超える用紙1枚につき (B)			1,800円
・ オンライン出願した場合の減額 (上記AとBの合計額から減額)			36,000円
② 送付手数料			
・ 国際出願1件につき			17,000円
③ 調査手数料			
・ 国際調査機関：日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願 (日本語) 1件につき		143,000円
	国際出願 (英語) 1件につき		169,000円
・ 国際調査機関：欧州特許庁 (ISA/EP)			229,300円
・ 国際調査機関：シンガポール知的財産庁 (ISA/SG)			183,300円
・ 国際調査機関：インド特許庁 (ISA/IN)			14,900円 (法人の場合)
			3,700円 (個人の場合)
④ 国際調査の追加手数料			
国際調査機関：日本国特許庁 (ISA/JP)	国際出願 (日本語) 1件につき	105,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
	国際出願 (英語) 1件につき	168,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑤ 予備審査手数料			
国際予備審査機関：日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願 (日本語) 1件につき		34,000円
	国際出願 (英語) 1件につき		69,000円
⑥ 取扱手数料 (国際予備審査請求 1件につき)			
			24,000円
⑦ 予備審査の追加手数料			
国際予備審査機関：日本国特許庁 (IPEA/JP)	国際出願 (日本語) 1件につき	28,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
	国際出願 (英語) 1件につき	45,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑧ 文献の写しの請求に係る手数料 請求書1件につき			
			1,400円
⑨ 書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 請求書1件につき			
			1,400円
⑩ 優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき			
			1,400円
⑪ 国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき			
			1,400円
⑫ 先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき			
			1,700円

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html>

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

① 日本国特許庁に支払う手数料 (別途、国際事務局 (WIPO) へ支払う②の手数料が必要)			
※日本国特許庁を介した国際出願 (国際登録出願) を行う場合のみ必要			3,500円
② 国際事務局 (WIPO) に支払う手数料			
(基本手数料)	〈1意匠目〉		397 スイスフラン
	〈2意匠目以降、1意匠毎〉		19 スイスフラン
(公表手数料)	〈1複製物毎〉		17 スイスフラン
	〈書面で複製物を提出する場合		
	複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁毎〉		150 スイスフラン
(追加手数料)	〈意匠の説明が100単語を超える場合、1単語毎〉		2 スイスフラン
(指定手数料)	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか		
	(各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、特許庁ホームページの「ハーグ協定関係手数料」を御確認ください。)		
・ 標準指定手数料：指定国毎の所定の等級の手数料 (個別指定手数料の国以外)			
等級1の指定国	〈1意匠目〉		42 スイスフラン
	〈2意匠目以降、1意匠毎〉		2 スイスフラン
等級2の指定国	〈1意匠目〉		60 スイスフラン
	〈2意匠目以降、1意匠毎〉		20 スイスフラン
等級3の指定国	〈1意匠目〉		90 スイスフラン
	〈2意匠目以降、1意匠毎〉		50 スイスフラン
・ 個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料 (標準指定手数料の国以外)			
※日本の個別指定手数料	〈1意匠毎〉		603 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。

http://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hague_fee_2016.html

(4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本国特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局（WIPO）へ支払う②の手数料が必要）	
・ 国際登録出願	9,000円
・ 事後指定	4,200円
・ 国際登録の存続期間の更新申請	4,200円
・ 国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料	
（下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」を御確認ください。）	
・ 国際登録出願	
（基本手数料） 〈商標が白黒〉	653 スイスフラン
〈商標がカラー〉	903 スイスフラン
（付加手数料） 〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要	
（追加手数料） 〈国際分類の数が3を超えた1区分毎〉	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要	
・ 事後指定	
（基本手数料）	300 スイスフラン
（付加手数料） 〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
・ 国際登録の存続期間の更新申請	
（基本手数料）	653 スイスフラン
（付加手数料） 〈1指定国毎〉	100 スイスフラン
（追加手数料） 〈国際分類の数が3を超えた1区分毎〉	100 スイスフラン
・ 国際登録の名義人の変更の記録の申請	177 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページでご確認ください。
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/tesuryo/madopro_syutugan_fee.html

(5) 弁理士試験受験手数料

12,000円

問合せ先：総務課

(参考) 特許料等の減免措置一覧表 (2022年4月1日現在)

減免対象者	措置内容
中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人） ^{*1}	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）	〈特許〉 ・審査請求料：1/3に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/3に軽減
小規模企業（法人・個人事業主）	
研究開発型中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人）	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
法人税非課税中小企業（法人）	
個人（市町村民税非課税者等）	〈特許〉 ・審査請求料：免除又は1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第3年分）：免除又は1/2に軽減 ・特許料（第4年分から第10年分）：1/2に軽減 〈実用新案〉 ・実用新案技術評価請求料：免除又は1/2に軽減 ・登録料（第1年分から第3年分）：免除又は3年間猶予
アカデミック・ディスカウント （大学等 ^{*2} 、大学等の研究者）	〈特許〉 ・審査請求料：1/2に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/2に軽減
独立行政法人 ^{*2}	
公設試験研究機関を設置する者	
地方独立行政法人	
承認TLO ^{*2}	
試験独法関連TLO	
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて 事業を行う中小企業（会社、個人事業主、組合、NPO法人）	〈特許〉 ・審査請求料：1/4に軽減 ・特許料（第1年分から第10年分）：1/4に軽減

*1 2019年4月1日以降に審査請求を行った案件が対象となります。2019年3月31日以前に審査請求を行った案件については、特許庁ホームページを御参照ください。
URL：https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmensochi.html

*2 料金が免除となる場合があります。詳細は下記の表を御覧ください。

※料金の免除対象一覧

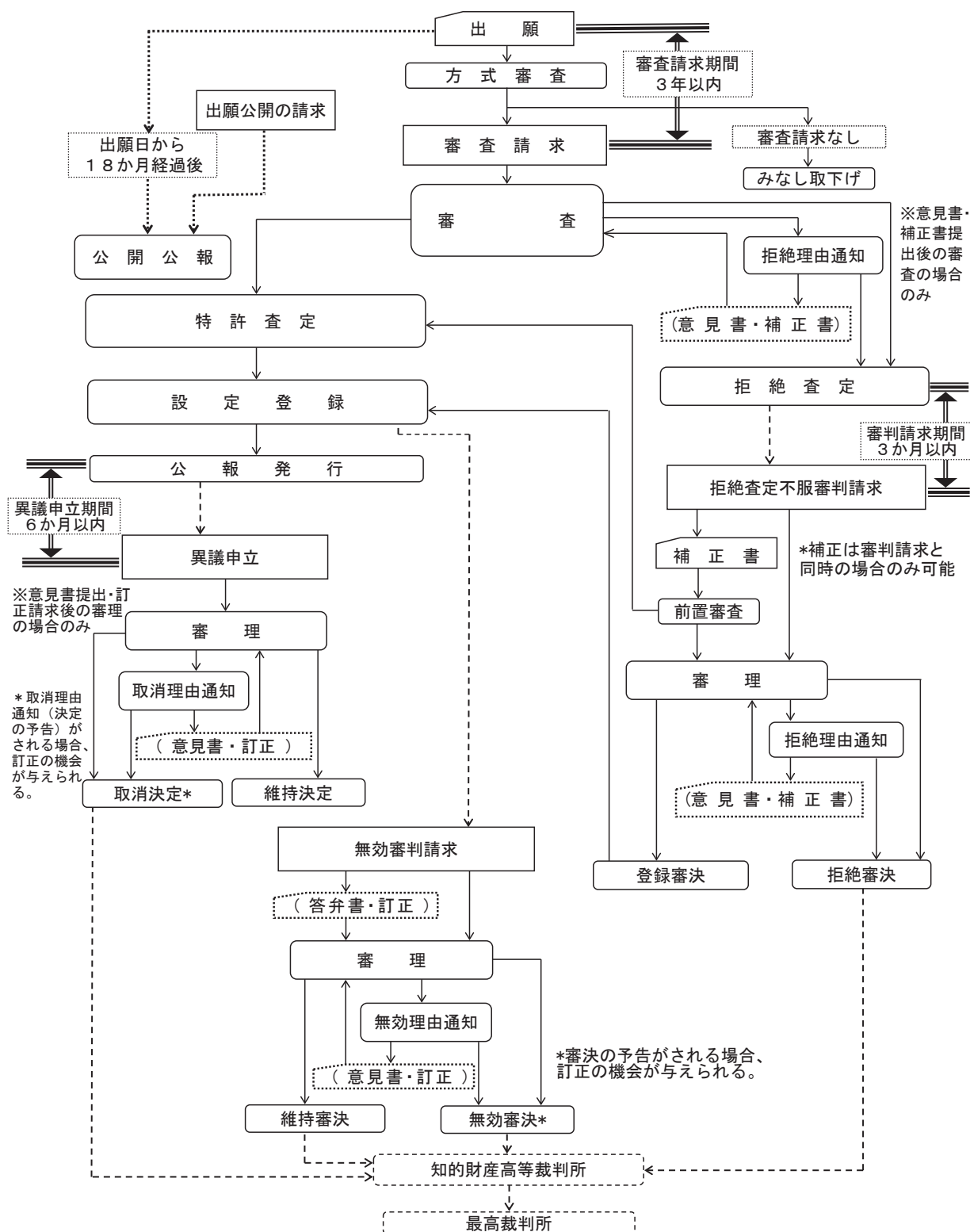
対 象	出 願 日	～H16.3.31	H16.4.1～H19.3.31	H19.4.1～
国		免除（特許・実用新案・意匠・商標）		
国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定TLO		免除（特許・実用新案）〈TLO法第11条〉		
国立大学法人 大学共同利用機関法人 （独）国立高等専門学校機構		免除（特許） 〈産業技術力強化法附則第3条〉		※上記「アカデミック・ディスカウント」による減免措置の対象
国立大学法人、大学共同利用機関法人、 （独）国立高等専門学校機構から権利を譲り受けた承認TLO		免除（特許） 〈TLO法附則第3条〉		※上記「承認TLO」を対象とした減免措置の対象
H16.3.31時点で特許法施行令に指定されていた 独立行政法人		免除（特許・実用新案・意匠・商標） 〈改正法 ^{*3} 附則第2～5条〉	※上記「独立行政法人」を対象とした減免措置の対象	
国立大学、独立行政法人から権利を譲り受けた認定TLO		免除（特許・実用新案） 〈改正法附則第8条〉	※上記「承認TLO」又は「試験独法関連TLO」を対象とした減免措置の対象	

*3 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号）

問合せ先：総務課

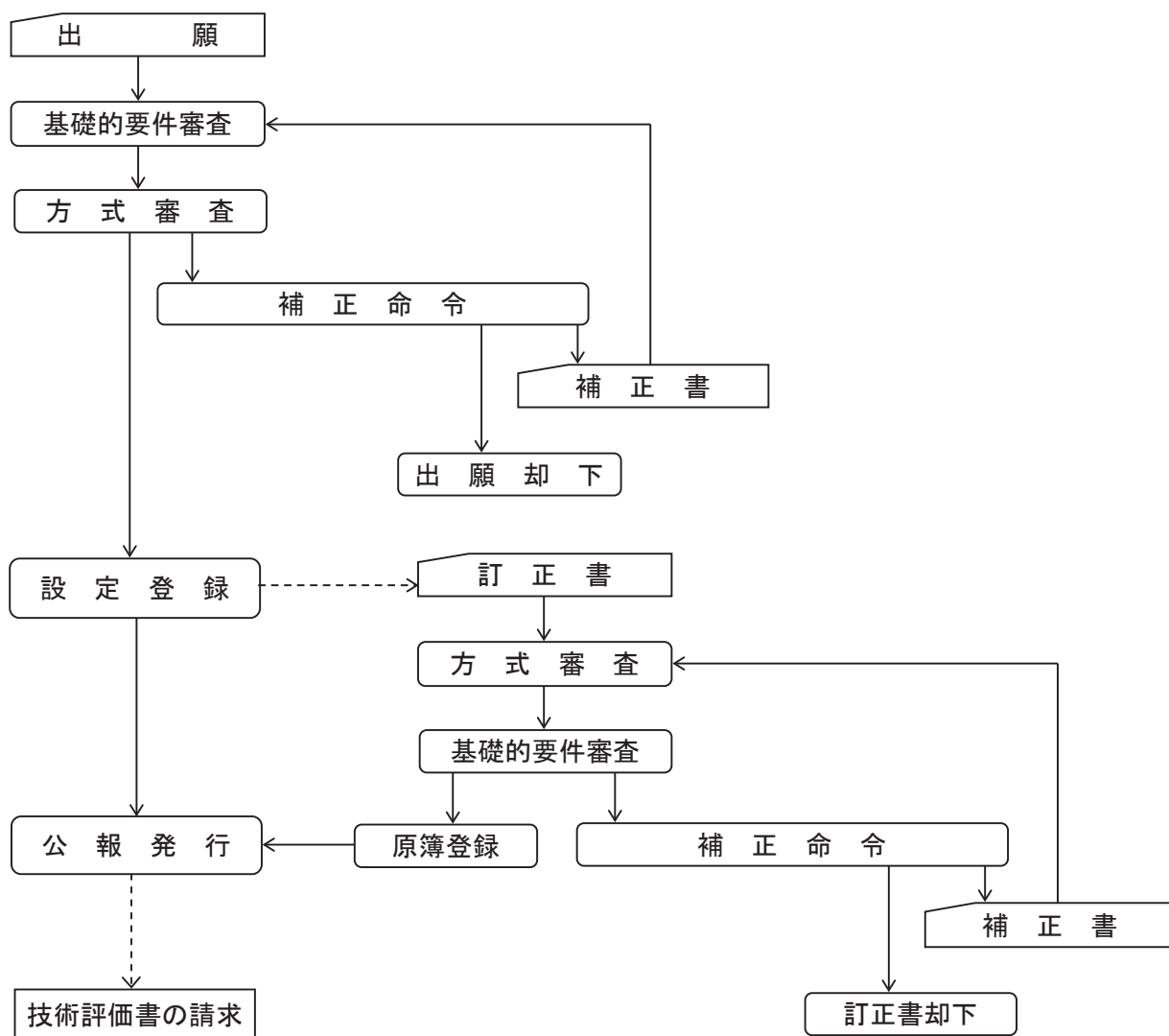
10 審査・審判、事務系統一覧表

(1) 特許出願に関する事務系統



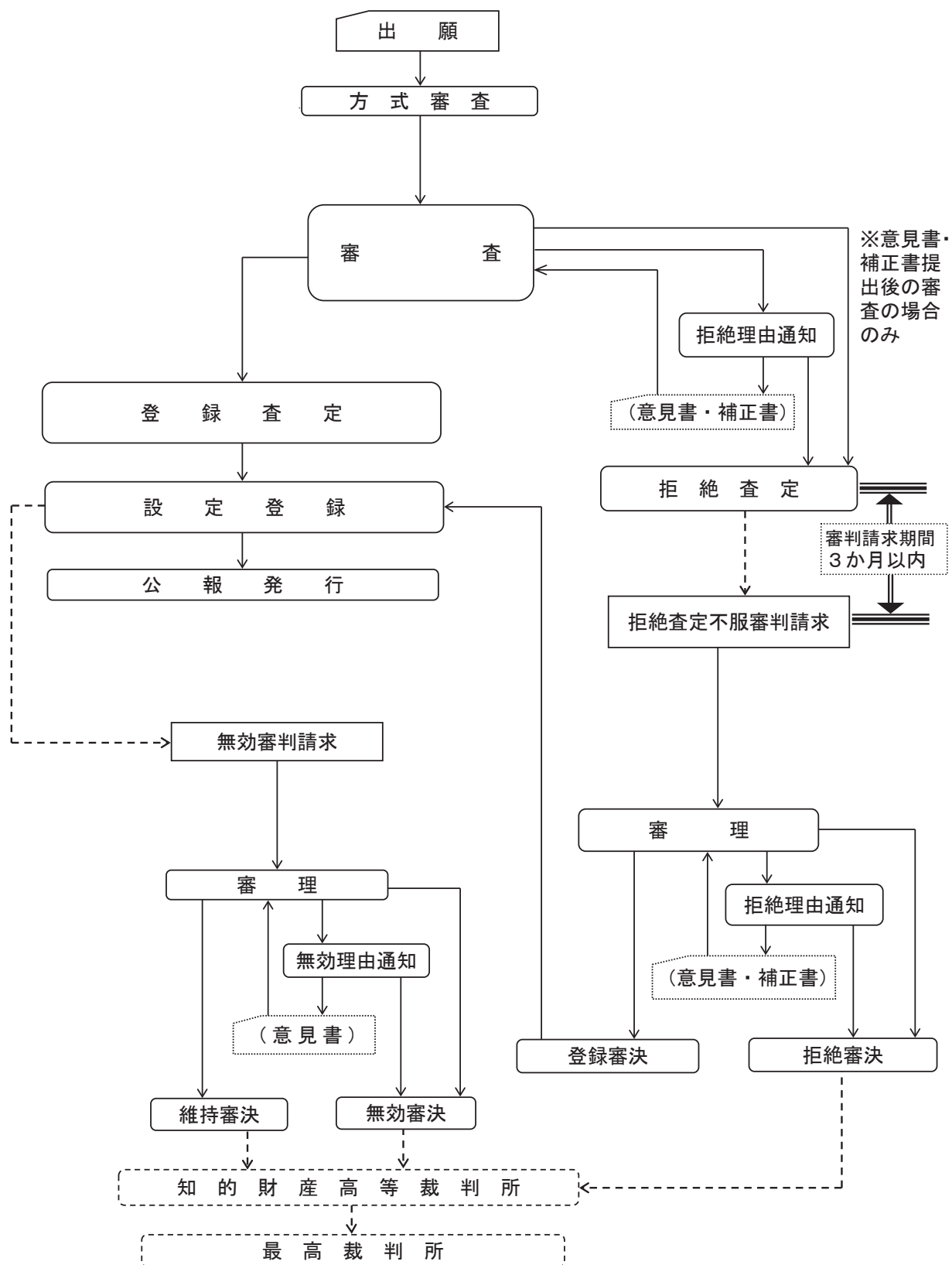
問合せ先：調整課、審判課

(2)平成16年法適用の実用新案登録出願に関する事務系統



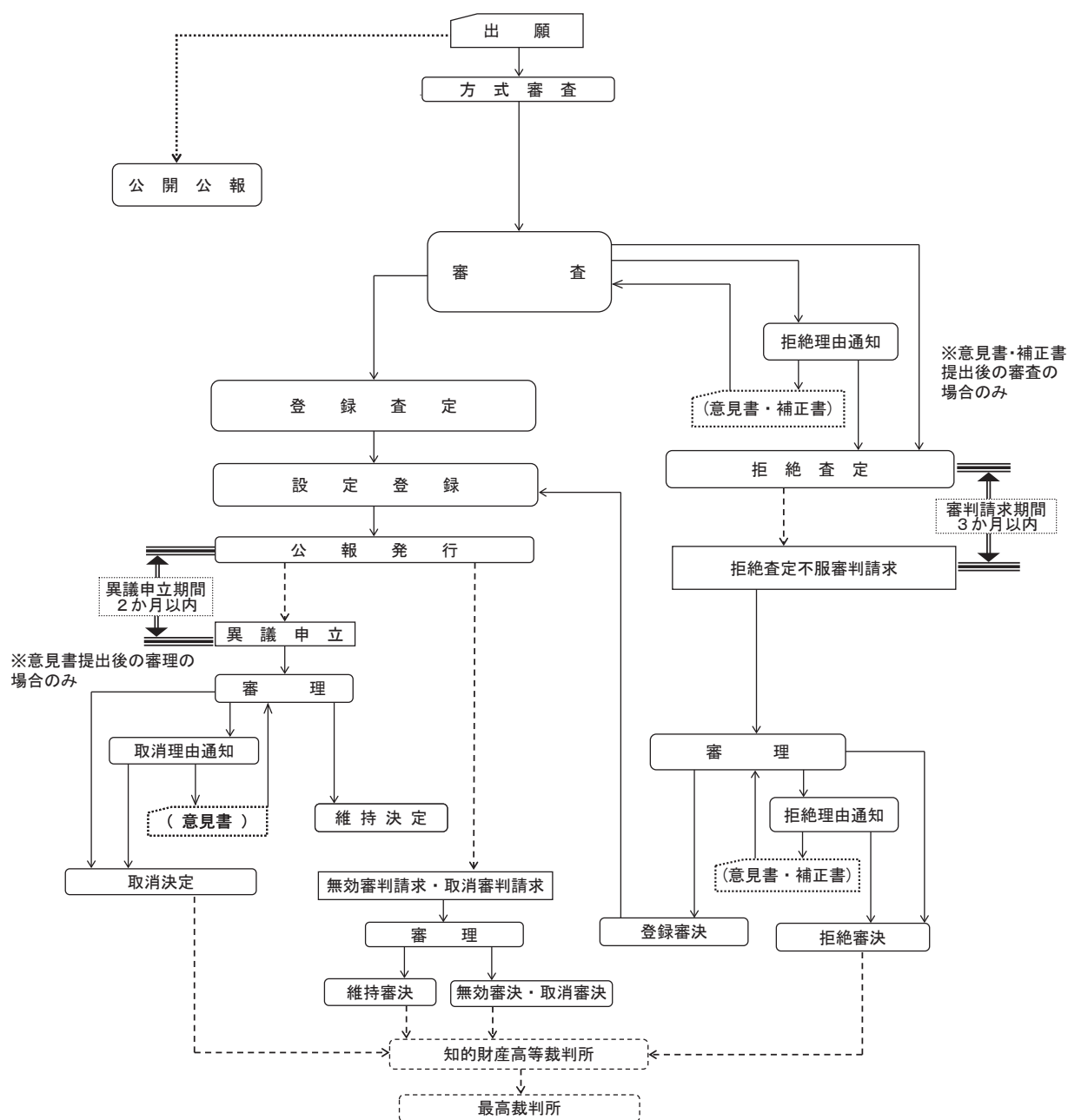
問合せ先：調整課、審査業務課登録室

(3) 意匠登録出願に関する事務系統



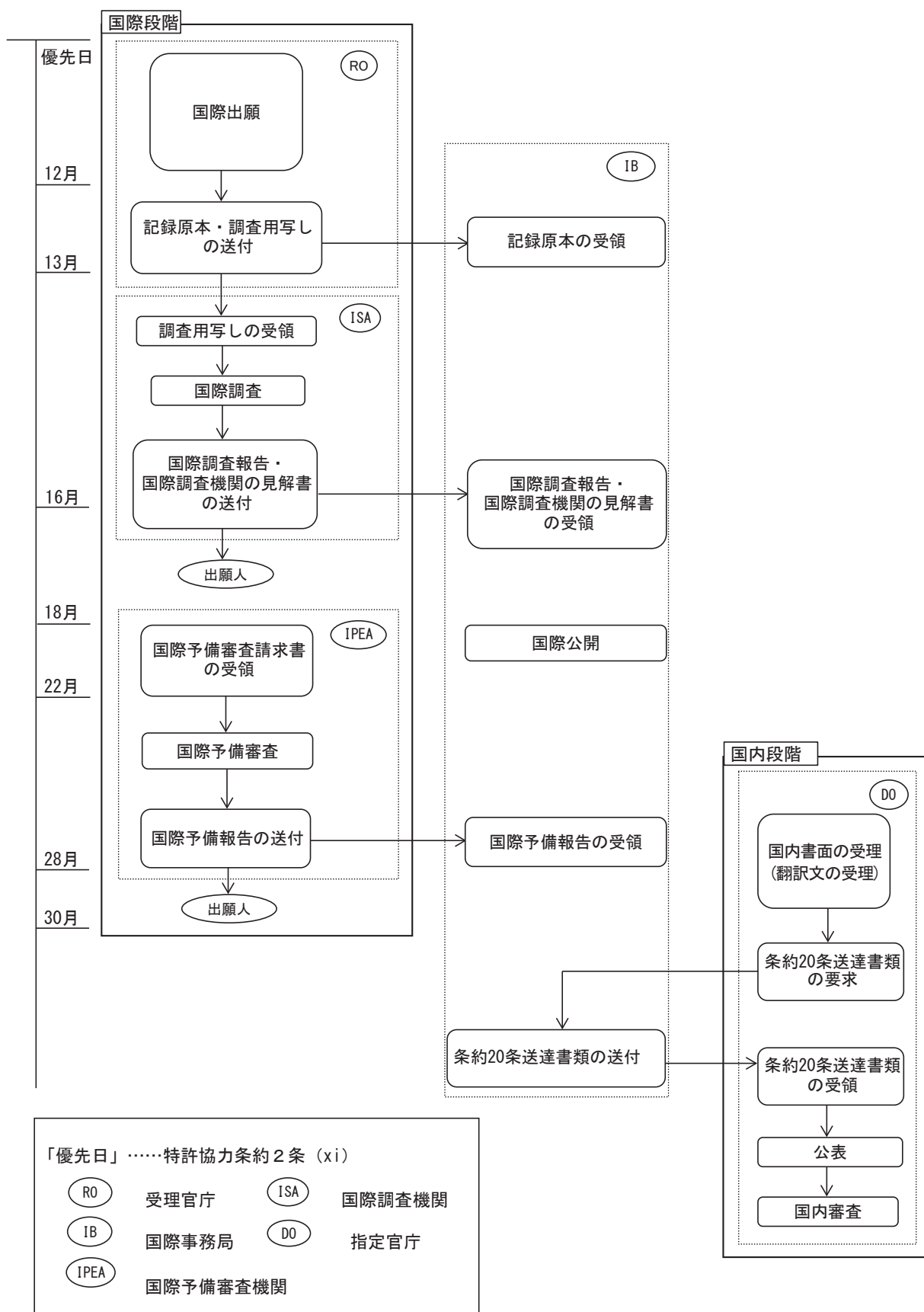
問合せ先：意匠課、審判課

(4) 商標登録出願に関する事務系統



問合せ先：商標課、審判課

(5) 国際出願（PCT出願）に関する事務系統



問合せ先：出願課国際出願室（国際段階）
審査業務課方式審査室（国内段階）

11 お問い合わせ先一覧

お問い合わせにあたり、次の事項をお読みください

◇ お問い合わせの際は、あらかじめ特許庁ホームページ (<https://www.jpo.go.jp/index.html>) 内の「はじめての方へ」、「出願窓口」コーナーや「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」コーナーなどをご覧くださいと、より理解が深まります。

◇ 複雑なご相談、ご質問については、できるだけ「郵便」、「FAX」、「お問い合わせフォーム」をご利用くださるようお願いいたします。

その際は必ず、「住所」、「氏名」、「電話番号」、「FAX番号」などの事項をご記入ください。記載頂いた個人情報、法令の定めにより、お問い合わせに関して使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

◇ 電話でのお問い合わせの場合

最初に、電話に出た者が担当する職員かご確認ください。担当者であれば名乗りますので、できるだけその名前をメモして下さい。

次に、あなた様のお名前、電話番号などをお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、専門的事項のお問い合わせに対しましては、担当者が不在などのため、即答できないことがあります。

◇ 次のような場合は、回答できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

・「こんな発明をしたが、これは特許になるか」、「この場合、出願明細書はどのように書けば良いのか」

など、発明等に関する個別具体的な判断や明細書の記述内容に関する場合

・「こんな商標は登録できるか」などの個別具体的な判断に関する場合

・お名前、ご連絡先などをお答えいただけない場合

- | | |
|------------|---|
| ◆特許庁所在地 | 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
(郵便の場合、「特許庁担当部署名」を宛先としてください) |
| ◆開 庁 日 | 月～金曜日(平日) |
| ◆問い合わせ受付時間 | 9時から17時30分まで |
| ◆電話〈代表〉 | 03-3581-1101 (音声ガイダンスに従って内線番号を操作してください) |

(2022年4月現在)

相談内容	担当部署	連絡番号
(I) 一般的相談について		
1. 一般的相談		
特許庁舎内における相談窓口 ※特許等に関する一般的な相談にお答えします。また、開設している知財相談・支援ポータルサイトでは、出願書類等の様式集も提供しております。 知財相談・支援ポータルサイト (https://faq.inpit.go.jp) もご利用ください。	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当 (平日 8時30分～18時15分)	内線2121～2123番 Fax 03-3502-8916
地域における相談窓口 ※中小企業等が企業経営等の中で抱える知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援する「知財総合支援窓口」を全国に開設しております(全窓口の連絡先は付録3 7. INPIT知財総合支援窓口一覧表参照)。	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 地域支援部	付録3 7. INPIT知財総合支援窓口一覧表参照
近畿地域における相談窓口 ※INPITの近畿統括本部(大阪市)に設置している「関西知財戦略支援専門窓口」では、海外展開を目指す近畿地域の中堅・中小・スタートアップ企業の皆さま、国内外のビジネス上の取引においてますます重要となってきた「営業秘密の適切な管理体制の構築・運用」を目指す近畿地域の企業の皆さまに対し、総合的な支援サービスを提供しております。	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 事業推進部	直通 06-6486-9122 ip-js01@inpit.go.jp
(II) 出願等手続について		
2. 出願の事前手続に関する事		
申請人情報の登録(識別番号の付与)、住所・氏名等の変更の届出、包括委任状の提出に関する事	出願課 申請人等登録担当	内線2764番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
予納の届出、口座振替の申出・依頼及び現金による納付書の交付請求に関する事	出願課 申請人等登録担当	内線2766番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
3. 出願(申請)番号に関する事		
特許、実用新案、意匠、商標について、書面の提出により行われた手続に関する出願(申請)番号通知及び受領書に関する事(国際出願を除く)	出願課 電子記録基準管理班	内線2762番 Fax 03-3580-6901 pa1650@jpo.go.jp
4. 出願手続に関する事		
特許の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax 03-3588-6502 pa1120@jpo.go.jp
実用新案の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 実用新案方式担当	内線2617番 Fax 03-3588-6502 pa1120@jpo.go.jp
意匠の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 意匠方式担当	内線2654番 Fax 03-3588-6502 pa1251@jpo.go.jp
商標の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 商標方式担当	内線2657番 Fax 03-3588-6502 pa1200@jpo.go.jp
方式審査の基準に関する事	審査業務課 基準班	内線2115番 Fax 03-3588-6503 pa0c00@jpo.go.jp
5. 国際出願(PCT)の手続、出願番号等に関する事(特許・実用新案)		
国際出願の手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手続等)	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
国際出願の日本への国内移行及び移行後の手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定官庁とする国際出願の国内移行手続等)	審査業務課 方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax 03-3588-6502 pa1270@jpo.go.jp
6. 意匠の国際出願(ハーグ協定のジュネーブ改正協定)手続に関する事		
意匠の国際登録出願手続に関する事 (日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
意匠の国際意匠登録出願の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定官庁とする意匠登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
7. 商標の国際出願(マドリッド協定議定書)手続に関する事		
商標の国際登録出願手続に関する事 (日本国特許庁を本国官庁とする国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 本国官庁担当	内線2671番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp
商標の国際商標登録出願手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定国官庁とする商標登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 指定国官庁担当	内線2672番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
8. 電子出願に関すること		
インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害など技術的な問い合わせに関すること	電子出願ソフトサポートセンター (開庁日 9時～20時)	直通 (東京) 03-5744-8534 (大阪) 06-6946-5070 Fax 03-3582-0510
電子出願の制度に関すること	出願課 特許行政サービス室 特許行政サービス調整班	内線2508番 Fax 03-3501-6010 pa1822@jpo.go.jp
電子出願の電子証明書登録等の手続に関すること	出願課 申請人等登録担当	内線2510番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
PCT国際出願に係る電子出願手続に関すること	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
電子出願データの着信状況の確認	特許庁ホットライン (24時間 365日)	直通 03-3580-5002
9. 出願書類等の証明・閲覧に関すること		
証明に関すること	出願課 特許行政サービス室 証明担当	内線2754番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
閲覧に関すること	出願課 特許行政サービス室 閲覧担当	内線2756番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
(Ⅲ)審査について		
10. 事業戦略対応まとめ審査に関すること		
	調整課 企画調査班	内線3107番 Fax 03-3580-8122 pa2160@jpo.go.jp
11. 特許の審査に関すること		
「特許・実用新案審査基準」に関すること (特許庁HP掲載の「特許の審査基準のポイント」もご参照ください。)	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3580-8122 pa2a10@jpo.go.jp
特許の審査品質に関すること	調整課 品質管理室	内線3121番 Fax 03-3588-8131 pa2a30@jpo.go.jp
特許の優先審査に関すること	調整課 企画調査班	内線3107番 Fax 03-3580-8122 pa2160@jpo.go.jp
特許の早期審査・スーパー早期審査に関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許審査ハイウェイに関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許の新規性喪失の例外に関すること (特許庁HP掲載の「新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手引き」及び「Q&A集」もご参照ください。)	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3580-8122 pa2a10@jpo.go.jp
職務発明に関すること	企画調査課 企画班	内線2154番 Fax 03-3580-5741 pa0920@jpo.go.jp
地方面接・TV面接に関すること	調整課 地域イノベーション促進室 面接審査管理専門官	内線3114番 Fax 03-3580-8122 pa2103@jpo.go.jp
特許の審査状況同いの手続に関すること	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
先行技術文献調査の外注に関すること	調整課 審査推進室 審査推進企画班	内線2453番 pa2220@jpo.go.jp
12. 実用新案の審査に関すること		
基礎的要件に関すること	調整課 審査推進室 実用新案業務班	内線2469番 Fax 03-3595-2735 pa0780@jpo.go.jp
技術評価書作成の作成基準に関すること (特許庁HP掲載の「特許・実用新案審査基準第X部 実用新案 第2章」及び「特許・実用新案審査ハンドブック附属書C」に関すること)	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3580-8122 pa2a10@jpo.go.jp
実用新案の新規性喪失の例外に関すること (特許庁HP掲載の「新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手引き」及び「Q&A集」もご参照ください。)	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3580-8122 pa2a10@jpo.go.jp
13. 意匠の審査に関すること		
意匠の審査基準に関すること	意匠課 意匠審査基準室	内線2910番 Fax 03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の早期審査に関すること	意匠課 企画調査班	内線2907番 Fax 03-5570-1588 pa1530@jpo.go.jp
意匠の新規性喪失の例外に関すること	意匠課 意匠審査基準室	内線2910番 Fax 03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の審査状況同いの書の手続きに関すること	意匠課 審査支援管理班	内線2905番 Fax 03-5570-1588 pa1520@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
14. 商標の審査に関すること		
「商標審査基準」「商標審査便覧」に関すること (登録の可否、方式審査事項及び指定商品・役務の表示・区分に関するものを除く)	商標課 商標審査基準室	内線2807番 pa1t00@jpo.go.jp
商標の早期審査に関すること	商標課 企画調査班	内線2805番 pa1400@jpo.go.jp
商標の審査状況同いの手続に関すること	商標課 審査支援管理班	内線2804番 pa1t70@jpo.go.jp
地域団体商標制度に関すること	商標課 地域ブランド推進室	内線2828番 pa1481@jpo.go.jp
15. 分類関係に関すること		
特許分類に関すること	調整課 特許分類企画班	内線2463番 Fax 03-3580-8122 pa0110@jpo.go.jp
意匠分類に関すること	意匠課 分類担当	内線2903番 Fax 03-5570-1588 pa1501@jpo.go.jp
指定商品・役務の区分に関すること	商標課 商標国際分類室	内線2836番 pa1t90@jpo.go.jp
16. 遺伝子配列コードデータ(テキストデータ)の記録媒体による提出に関すること	調整課 審査推進室 特許分類業務班	内線2456番 pa0762@jpo.go.jp
(IV) 審判の審理について		
17. 審判請求の手続きに関すること		
特許の拒絶査定不服審判の手続に関すること 特許異議の申立ての手続に関すること	審判課 調査班	内線3622番 Fax 03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp
意匠の拒絶査定不服審判の手続に関すること	審判課 第8担当	内線3693番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の拒絶査定不服審判の手続に関すること 商標登録異議の申立ての手続に関すること	審判課 第9担当	内線3682番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
特許・実用新案の無効審判の手続に関すること 特許・実用新案の訂正審判の手続に関すること 特許・実用新案の判定の手続に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の無効審判の手続に関すること 意匠の判定の手続に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の無効審判の手続に関すること 商標の取消審判の手続に関すること 商標の判定の手続に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
18. 審判請求の審理に関すること		
審判に係る審理に関すること 特許異議の申立てに係る審理に関すること 商標登録異議の申立てに係る審理に関すること 判定に係る審理に関すること	審判部 審判企画室	内線5852番 Fax 03-3584-1987 pa6b00@jpo.go.jp
特許・実用新案の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の審判事件等の口頭審理の手続及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
審判の審理状況同いの手続に関すること	審判課 調査班	内線3622番 Fax 03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
(V)権利の登録等について		
19. 登録の設定・年金に関すること		
特許の設定・年金に関すること	審査業務課 登録室 特許担当	内線2707番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
実用新案の設定・年金に関すること	審査業務課 登録室 実用新案担当	内線2709番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
意匠の設定・年金に関すること	審査業務課 登録室 意匠担当	内線2710番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
商標の設定・更新に関すること	審査業務課 登録室 商標担当	内線2713番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の設定・更新登録に関すること	審査業務課 登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
包括納付に関すること	審査業務課 登録室 管理班	内線2703番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
特許料等の自動納付に関すること	審査業務課 登録室 管理班	内線2703番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
20. 権利の移転の申請等に関すること		
特許・実用新案の権利移転の申請に関すること	審査業務課 登録室 特実移転担当	内線2715番 Fax 03-3588-7651 pa1360@jpo.go.jp
意匠・商標の権利移転の申請に関すること	審査業務課 登録室 意商移転担当	内線2717番 Fax 03-3588-7651 pa1360@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の国内申請（使用権・質権等）に関すること	審査業務課 登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
仮専用実施権の申請に関すること	審査業務課 登録室 特実移転（仮実施権）担当	内線2720番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
(VI)特許情報等について		
21. 公報に関すること		
公報全般（公報の仕様も含む）に関すること（ただし、以下の「公報に関すること」の各項目に該当するものを除く）	普及支援課 公報企画班	内線2305番 Fax 03-3588-0281 pa0620@jpo.go.jp
具体的な案件の公報の発行予定日に関すること ※特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報については、登録番号が通知された後にお問い合わせください。		
公開特許公報、登録実用新案公報	普及支援課 品質管理第一担当（公開）	内線2308番 Fax 03-3588-0281 pa0570@jpo.go.jp
特許公報	普及支援課 品質管理第一担当（特許）	内線2307番 Fax 03-3588-0281 pa0570@jpo.go.jp
意匠公報、審決公報	普及支援課 品質管理第二担当（意匠・審決）	内線2310番 Fax 03-3588-0281 pa0571@jpo.go.jp
商標公報、公開・国際商標公報	普及支援課 品質管理第二担当（商標）	内線2311番 Fax 03-3588-0281 pa0571@jpo.go.jp
ホームページ掲載の公報発行予定表の内容に関すること 権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載の申込書の様式に関すること	普及支援課 公報管理班	内線2326番 Fax 03-3588-0281 pa05b1@jpo.go.jp
公報の閲覧・購入		
公報の閲覧に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 閲覧担当	内線3811番 Fax 03-3502-8916 ip-sd03@inpit.go.jp
公報・公報情報の購入に関すること	一般社団法人発明推進協会 市場開発グループ 情報サービスチーム（販売許可事業者） (http://www.jiii.or.jp/koho/contact.html#form)	直通 03-3502-5491 Fax 03-5512-7567
22. 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）に関すること		
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の操作方法・表示に関する相談	J-PlatPatヘルプデスク （平日 9時～21時）	直通 03-3588-2751 FAX 03-3588-2237 helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の運営・講習会に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 情報提供担当	内線2413番 Fax 03-5843-7691 ip-jh05@inpit.go.jp
23. 画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）に関すること		
画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の操作方法や運営に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 情報提供担当	内線2413番 Fax 03-5843-7691 ip-jh05@inpit.go.jp

相談内容	担当部署	連絡番号
24. その他の特許情報等に関すること		
PAJ（公開特許公報英文抄録）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 特許情報協力担当	内線2409番 Fax 03-5843-7691 ip-jh06@inpit.go.jp
特許情報提供事業者の特許庁ホームページ掲載に関すること	総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班	内線2361番 Fax 03-3592-8838 pa0630@jpo.go.jp
(Ⅶ)その他		
25. 情報公開及び個人情報保護に関すること	秘書課 情報公開推進室	内線2767番
26. 法律・政令等の制度の改正に関すること	総務課 制度審議室	内線2118番 Fax 03-3501-0624 pa0a00@jpo.go.jp
27. 広報に関すること（特許庁の見学・取材の申込み含む）	総務課 広報班	内線2108番 Fax 03-3593-2397 pa0270@jpo.go.jp
28. 知的財産権制度説明会に関すること		
初心者向け説明会に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 調整担当	内線2120番 Fax 03-3502-8916
実務者向け説明会・法改正説明会に関すること	普及支援課 地域調整班	内線2107番 Fax 03-3588-0281 pa02C0@jpo.go.jp
29. 知的財産人材育成に関すること		
知的財産人材のための研修に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当	内線3907番 Fax 03-5843-7693 ip-jz04@inpit.go.jp
IP ePlat（eラーニング）の操作方法や運営に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 電子研修担当	内線3907番 Fax 03-5843-7693 ip-jz01@inpit.go.jp
30. 中小企業等支援に関すること		
審査請求料・特許料等の減免措置に関すること		
減免制度全般に関すること	総務課 調整班	内線2105番 Fax 03-3593-2397 pa0260@jpo.go.jp
具体的案件に関すること（審査請求料）※国際出願以外	審査業務課 方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax 03-3588-6502 pa1120@jpo.go.jp
具体的案件に関すること（審査請求料）※国際出願／指定官庁	審査業務課 方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax 03-3588-6502 pa1270@jpo.go.jp
具体的案件に関すること（特許料）	審査業務課 登録室 特許担当	内線2707番 Fax 03-3588-7651 pa1300@jpo.go.jp
具体的案件に関すること（国際出願に係る料金）	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
外国出願、外国での権利侵害対策及び海外知財訴訟費用保険の補助金に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3588-0281 pa02G0@jpo.go.jp
知財金融の促進に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3588-0281 pa02G0@jpo.go.jp
中小企業等に対する知的財産関連支援策に関すること	普及支援課 産業財産権専門官	内線2340番 Fax 03-3588-0281 pa0661@jpo.go.jp
31. 知的財産の活用に関すること		
中小企業等の営業秘密管理や知財戦略の支援（営業秘密・知財戦略相談窓口）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 営業秘密管理担当	内線3844番 trade-secret@inpit.go.jp
中小企業等の海外展開前における支援（海外展開知財支援窓口）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当	内線3823番 ip-sr01@inpit.go.jp
公的研究開発プロジェクトに対する支援（知的財産プロデューサー派遣事業）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 イノベーション支援担当	内線3909番 ip-sr05@inpit.go.jp
産学連携を推進する大学に対する支援（産学連携知的財産アドバイザー派遣事業）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 イノベーション支援担当	内線3909番 ip-sr05@inpit.go.jp
実施許諾または権利譲渡の用意がある開放特許の活用（開放特許情報データベース）に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 企画担当	内線3822番 ip-sr05@inpit.go.jp
32. 模倣品（産業財産権侵害）対策に関すること	国際協力課 模倣品対策室 （政府模倣品・海賊版対策総合窓口）	内線2575番 Fax 03-3581-0762 nisemono110@jpo.go.jp
33. 外国の産業財産権制度情報に関すること（手続相談を除く）	国際協力課 調査統計班	内線2573番 Fax 03-3581-0762 pa0842@jpo.go.jp